

第1 1号様式の7 (第5条関係)

政務活動記録簿 (要請陳情)

会派・議員名 小林 照代

年 月 日	2022年4月15日				
政務活動先	政府要望（厚生労働省、国土交通省、経済産業省、観光庁、防衛省）				
政務活動の目的	県民から寄せられた政府への要望、聞き取った陳情・要望を政府関係省庁に伝え、対策を聞く。				
相手方	厚生労働省他5つの省庁（衆議院会館と参議院会館でおこなうレクチャーの方式）				
内容、結果等 ※陳情要請の効果を明記のこと	国交省にはメガソーラーによる乱開発について、産廃の埋まった違法盛土を含む造成に、国の対応を求めた。広域防災拠点「2000杔滑走路」問題では航空法による空港ではないとの政府の認識を確認した。医療従事者などが濃厚接触者になった場合、検査費用の公費負担を求めた。また、保健所業務は民間委託ではなく、職員の増員、過重負担をなくすことで対応すべきと求めた。国保の県単位化では保険料、一部負担の軽減を求めた。改訂された国の運用方針では保険料・一部負担までもが統一化され、法に基づく市町村の裁量権を奪うものとなっていることを指摘、「保険料は市町村が決めるもの」との国の考え方が示された。議会論戦に活かす。				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	東京	新幹線	京都一東京（往復）	27490円	△
	京都	近鉄	富雄一京都	640円	△
	国会議事堂	東京メトロ	東京一国会議事堂	170円	△
	東京	東京メトロ	国会議事堂一東京	170円	△
	富雄	近鉄	京都一富雄（特急）	640円 特急 520円	△
合計 29630円 (すべて政務活動)					
備考	添付資料：各省庁宛要望書				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

厚生労働大臣 後藤茂之 様

日本共産党奈良県議団

山村幸穂・今井光子・小林照代・太田敦

北野いつ子(前大和郡山市議)・宮本次郎(前奈良県議)

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。
奈良県民から寄せられている要望について、以下のように取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきたいと思います。

1. 国民健康保険の都道府県単位化に伴い、市町村独自の保険料負担軽減策を認めるところ
もに、保険料算定基準に反映される徴収率の設定は実態に見合ったものにすること
が国民健康保険の保険料負担軽減のために、多くの市町村が一般会計から繰り入れを行ったり、独立した減免幅度を実施している。ところが奈良県は、国民健康保険が都道府県単位化される際に、これら独自の負担軽減策を認めないとしています。この背景に、厚生労働省が「保険者努力支援」などとあって、法外繰り入れをやめた自治体に財政支援を厚くするなど、保険料の統一を後押している影響があります。厚労省として、上記のような施策はやめ、市町村独自の負担軽減策を認めるところを求めます。

また、奈良県は国民健康保険の都道府県単位化に伴う保険料算定について、当初は各市町村ごとの徴収率の平均を基準としていましたが、令和2年度からは県内市町村を徴収率に応じて2つの区分に分け、高い徴収率を市町村に押し付けています。保険料算定基準に反映される徴収率の設定は実態に見合ったものとなるよう、厚生労働省の取り組みを求めます。

2. 医療従事者などの社会機関維持者が濃厚接触者となつた場合の待機期間短縮のため
の検査費用については公費負担を
コロナ感染拡大期に医療体制を維持することを目的に、職員など社会機関維持者が濃厚接触者となつた場合の自家待機期間を「原則7日間」から「5日間」から出勤可能」と変更されましたが、その際のPCR等の検査費用は病院の自己負担となっています。

医療関係者のみなさんは、コロナ感染症の始まりからすでに2年以上対応に追われ、命を守るために日夜奮闘されています。現場の皆さんに寄り添い、支えることが求められています。
医療従事者などの社会機関維持者が濃厚接触者となつた場合の待機期間短縮のための検査費用については、公費負担とすることを求めます。

3. 保健所業務の民間委託を促進する事務連絡の撤回・修正と、職員の増員、実効性ある過重労働対策を

厚生労働省が4月4日に発出した保健所体制に関する事務連絡では、保健所職員でなければ対応が困難な業務以外の業務について、民間委託を「原則」とし、さらには「外部委託が可能な業務」として「先生届けの入力、電話相談、健診観察、各種証明書交付」などを示しました。これらは膨大な個人情報を含み、専門的な知識や経験を必要とする相談・健康相談業務まで委託可能としていることは看過できません。

今日の保健所業務ひつ迫の原因は、1990年代後半以降に保健所・地方自治体職員の削減を進めています。直ちに事務連絡の撤回・修正し、職員の増員を求めます。また、過重労働にある職員に対し、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル導入など、実効性ある対策を示すことを求めます。

4. 履用調整助成金等の上乗せ再開と、全国一律による特例適用を

昨年5月以来、国の「雇用調整助成金」の助成率が原則10/10→9/10に引き下げられていますが、奈良県では中小企業などの雇用維持を支援する觀点から5月～11月の間、1/10の上乗せ補助を行いました。今年1月以来、オミクロン株による感染が急拡大する中、11月で一旦停止した雇用調整助成金の1/10の上乗せ補助を令和4年1月～3月について再開したところです。感染再拡大に対する警戒が必要な中、雇用調整助成金等の上乗せの再開を求めます。また、幅広い事業者が大きく影響を受けていることから、雇用調整助成金の特例措置については、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用の有無に問わらず、全国一律による適用を求めます。

5. 小学校休業等対応助成金について、支給上限額は全国一律に
コロナ禍において、子育て世代の労働者は学校休業等に伴い、子どもの世話をするために仕事を休まなければなりません。このことは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用地域かどうかに関わりません。
ところが、休業対応助成金については、適用地域かどうかによって上限額に差異が生じております。このことは制度上合理性に欠けます。支給上限額を同じにするよう、制度改正を求めます。

《以下は、回答は求めませんが、真摯な対応を求めて申し入れるもののです》

子ども医療費をはじめ、福祉医療の窓口負担軽減へ、減額調整措置の見直しと、高校卒業までの保険料無料化を
子ども医療費成にかかる国民健康保険の減額調整措置(ペナルティー)の見直しにより、奈良県でも令和元年8月から一部負担金500円で受診できるようになりました(就学前まで)。しかし就学後の子どもの医療費成やその他の福祉医療制度(心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害老人医療)について奈良県は、いったん窓口で負担し後から一部負担金を差し引いた額を返還する「自動償還払い」制度を採用しているため、窓口での負担が発生します。
現在奈良県内では、子ども医療費成の対象年齢を拡大する自治体が増えており、令和3年8月1日現在20市町村が18歳まで拡大していますが、窓口負担が大きいめ受診をためらうケースが多くあります。学校保険統計によれば、奈良県で1万2000人の子どもが虫歯治療を受けられています。窓口負担は、早期発見・早期治療が足踏みになってしまいます。

窓口の負担として安心して受診できるよう、子ども医療費成にかかる国民健康保険の減額調整措置の見直しを求めます。またその他の福祉医療制度についても、窓口負担なく受診できるよう減額調整措置の見直しを求めます。

国民健康保険の保険料は、子どもが多いほど均等割りが増える仕組みになつております、少子化克服と、才居した制度になつています。厚生労働省は「子育て世帯の負担軽減」を進めるとして未就学児に限り「均等割」部分の5割を軽減する方針を決めましたが、この軽減措置の対象年齢を拡大するとともに、「均等割」部分の5割を軽減する方針を決めましたが、この軽減措置の対象年齢を拡大するとともに、高校卒業までの子ども(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間)について保険料は無料になるよう支援を求めます。

経済産業大臣 表生田光一様

無料低額診療事業は、社会福祉法第1条第3項9号の規定に基づき、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額が料金で診療を行う事業です。しかし、保険薬局で調剤処方された場合の調剤費については、本事業の対象となっています。これに対し、調剤費の全部または一部について、地場の実情や財政状況等に応じて助成を行っている自治体もありますが、その数は全自治体のごく一部にとどまっています。

保険薬局における調剤費を無料低額診療事業の対象とすることを求めます。

看護職員等における処遇改善について

2021年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、2022年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、10月以降取入を3%程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための処遇改善の仕組みが創設されました。また、2月から前倒しで賃上げ効果が継続される取り組みを前提とし、収入を月額4,000円引き上げる措置（看護職員等処遇改善事業）が実施されたところです。医療従事者の処遇の低さを政策が認め、その改善に取り組み始めたことは、重要なことです。しかし、今回の「看護職員等における処遇改善」は、岸田政権が掲げる分配政策の柱とされたものとの、対象が一部に限定されるなど相当なり的な対応の側面が非常に強く、医療現場に新たな分断と対立、混乱をもたらすものとなっています。

(1)対象が一部に限定されている「看護職員等における処遇改善」を全ての医療機関に拡大することも、看護師の大幅増員を実現するための財政補償を政府の責任で実施することを求めます。

(2)医療機関で働くすべての職種を処遇改善の対象とするとともに、そのためには財源措置を行うことを求めます。

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。
奈良県民から寄せられている要望について、以下のように取りまとめました。其擧に受け止められて対応していただきますようお願いいたします。

メガソーラーによる乱開発から住民生活を守る取り組みを
現在、全国でメガソーラー設置に伴う住民トラブルが頻発しています。2012年度にスタートしたFIT法は、原発事故をきっかけに再生エネルギー普及のために制定されたものですが、実態は大きくかけ離れ、外資や投資家の格好の高利回り投資物件として問題を引き起こしています。奈良県平群町におけるメガソーラーの設置事業者は、2012年度(初年度)の認定固定価格が1kW当たり40円が維持されており、経営主体は工事すら着手していない段階で少なくとも4回変わっています。さらに事業者は2019年11月の奈良県林地開発許可申請書の「下流河川流域下能力計算書」が偽造であったことや、直後に林地開発許可申請書が検査されました。そのまま工事を進められると、流域下能が生民の健康で危険し、早より工事停止が命じられました。そのまま工事を進めた結果をまねくところでした。

さらにもこの「数値偽装」は、2021年2月の開発変更申請時に引き継がれ、同じように県によって審査され平群町に意見書が作成されたのです。奈良県において2度も偽装の機会がありながら見過されたことは重大です。この「水路勾配偽装」問題については、林野庁通報に基づき、奈良県から近畿経済産業局に通報されています。

また2021年夏には、開発地に大量の産業廃棄物が埋まっていることが発覚しました。産業廃棄物が混入した違法盛り土造成であり、同時に発生した静岡県伊豆山における土石流災害と同様であることが、生民の不安は大きくなっています。

本案件は以上のように①FIT法の主旨から逸脱した長期未稼働であり不適格案件であること、②有資格者による意図的なデータがさんによる不正な林地開発・宅地開発などの問題が起き、さらに大きな災害の不安があること、などの理由により、FIT認定の取消が必要だと考えます。

全国再エネ問題連絡会では全国のメガソーラーの実態調査を行い、政府に10件以上の危険な率帳を告発しています。多くの案件が、高額買取価格となっている2012年、2013年度に認定された事業者がですが、実態は、ベーハーカンパニーによる杜撰な工事やパネルの飛散、土砂災害の発生等が報告されています。

- (1)不法行為などの通報に対してどのような対応を行っているか明らかにしてください。
- (2)不法行為を犯した事業者に対し、FIT認定の取り消し等、厳しい措置を求めます。また、これまでに不法行為などでFIT認定を取り消された事例があれば、明らかにしてください。

環境大臣　山口壯様

日本共産党奈良県議団

山村幸穂・今井光子・小林照代・太田敦

日本共産党奈良県議員会

北野いつ子(前大和郡山市議)・宮本次郎(前奈良県議)

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。
奈良県民から寄せられている要望について、以下のよう取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきたいと願っています。

メガソーラーによる亂開墾から住民生活を守る取り組みを

現在、全国でメガソーラー設置に伴う住民トラブルが頻発しています。2012年度にスタートしたFIT法は、原発事故をきっかけに再生エネルギー普及のために制定されたものですが、実態は大きくかけ離れ、外資や投資家の格好の高利回り投資物件として問題を引き起こしています。奈良県平群町におけるメガソーラーの設置事業者は、2012年度(初年度)の認定で固定価格が1kW当たり40円が維持されたり、経営主体は工事すら着手していない段階で少なくとも4回変わっていきます。さらには、2019年11月の奈良県林地開発許可取得後も工事着手せず、1年3ヶ月後にはやっと着手しましたが、直後に下流河川流域下能率計測装置」が偽装であったことが住民の調査で発覚し、県より工事停止が命じられました。そのまま工事が進められると、下流端のない河川に大量の雨水が流れ込み、大雨時に洪水が発生し大災害をまねくところでした。

さらにこの「数値偽装」は、2021年2月の開発変更申請時にも引き継がれ、同じように県によって審査され平群町に意見具申されました。有資格者である測量士・1級建築士が胸を痛めた懲りの審査が作成されたのです。奈良県において2度も複数の機会がありながら見過されたことは重大です。この「水路勾配偽造」問題については、林野庁通報されています。

また2021年夏には、開発地に大量の産業廃棄物が埋まっていることが発覚しました。産業物が混入した違法堆積場であり、同時に発生した静岡県伊豆山における土石流災害と同様であることから、住民の不安は大きくなっています。

本案件は以上のよう①FIT法の主旨から逸脱した長期未収益であり不適格案件であること、②有資格者による意図的なデータ改ざんによる不正な林地開拓・宅地開拓が行われた重大な法令違反であること、③不正が正されることがなく工事が行われた結果、土砂流出などの問題が起き、さらには大きな灾害の不安があること、などの理由により、FIT認定の取消が必要だと考えます。

全国再生エネ問題連絡会では全国のメガソーラーの実態調査を行い、政府に10件以上の危険な実態を告発しています。多くの案件が、高額買取価格とならない2012年、2013年度に認定された事業者が、ペーパーカンパニーによる社屋な工事やハネルの報酬、土砂災害の発生等が報告されています。

(1) 奈良県は、産業廃棄物が埋入した盛土について、混入物を除去することなしに、さらにもその上に新たな盛土造成を行う事業計画を許可しています。産廃が混入する違法状態を解消するためにには、混入物の除去が必要ではないのでしょうか。環境省の認識をお示しください。

林野庁長官　天羽　隆様

日本共産党奈良県議団

山村幸穂・今井光子・小林照代・太田敦
日本共産党奈良県委員会

北野いつ子(前大和郡山市議)・宮本次郎(前奈良県議)

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。
奈良県民から寄せられている要望について、以下のように取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきたいと願っています。

林地開発事業における住民の安全、災害の防止、水害の防止について

平群町機原地区の太陽光発電施設の事業者は、2019年4月8日の「林地開発許可申請」において、開発による流域増加分が認められないと、勾配の数字を偽装し、書類上は流下能力があるとして許可を得ました。この虚偽申請が発覚し問題となつたため、現在、行政指導により工事を中断しています。

林野庁「開発行為の許可基準の適用細則の適用について」(平成14年5月8日付)では、別紙1第3の1で「下流における流下能力を考慮の上」とは、「開発行為の施工前ににおいて既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この超える流量も調節できる容量とする指標である」としています。

この許可基準に基づき、平群町の開発予定地を専門家が踏査したところ、下流河川の調査地点(事業者が申請時に決定した)の14か所のうち11か所でピーク流量が下流下能率を超過していました。下流域には大型の住宅地が存在しており、河川の流下能力を超える排水が流された場合、流速は5~10m毎秒の災害レベルの流速となることから、住民の不安が広がっています。

(1) 林野庁「開発行為の許可基準の適用細則の適用について」によると、3年確率のピーク流量が確定しない地点がある場合には、当該地点の流下能力以上は考慮してはならないことになると考えますが、林野庁の見解を明らかにしてください。

(2) 奈良県において、大和川総合治水条例による「大和川流域調整技術基準」では、市街化調整区域では50年確率が基準とされています。一方、「奈良県林地開発行為の許可基準」では50年確率は適用されておらず、30年確率を基準としています。しかし、平群町のメガソーラー建設予定地は市街化調整区域であり、50年確率を適用すべきと考えますが、林野庁の見解を明らかにしてください。

日本共産党奈良県議団

山村幸穂・今井光子・小林照代・太田敦

日本共産党奈良県委員会

北野いつ子(前大和郡山市議)・宮本次郎(前奈良県議)

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。

奈良県民から寄せられる要望について、以下のように取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきたいといたします。

1、メガソーラーによる乱開発から住民生活を守る取り組みを
現在、全国でメガソーラー設置に伴う住民トラブルが頻繁しています。2012年度にスタートしたFIT法は、原発事故をきっかけに再生エネルギー普及のために制定されたものですが、実態は大きくかけ離れ、外資や投資家の格好の高利回り投資物件として問題を引きこしています。

奈良県平群町におけるメガソーラーの設置事業者は、2012年度(初年起)で固定価格が1kW当たり40円が維持されており、経営主本体は工事すら着手していない段階で少なくとも4回変わっています。さらには事業者は2019年11月の奈良県林地開墾許可取得後も工事着手せず、1年3カ月後にやっと着手しましたが、直後に林地開墾許可申請書の「下流河川流量下限能力計算書」が偽装であったことが住民の囲査で発覚し、県より工事停止が命じられました。そのまま工事が進められると、地下水能力のない河川に大量の雨水が流れ込み、大雨時に洪水が発生し大災害をまねくところでした。さらにこの「数値偽装」は、2021年2月の開墾変更申請時にも引き継がれ、同じように県によって審査され平群町に意見具申されました。有資格者である測量士・1級建築士が関わった測量結果を歪めた虚偽の審査報告書が作成されたのです。奈良県において2度も建設業者がありがながら見過ごされたことは重大です。この「水路勾配偽装」問題については、林野庁通鑑に基づき、奈良県から近畿経済産業局に通報されています。

また2021年夏には、闇営地に大量の産業廃棄物が埋まっていることが発覚しました。陸揚物が混入した違法廃り土造成であり、同時に発生した静岡県伊豆山における土石流災害と同様であることがわかります。

本案件は以上のように①FIT法の主旨から逸脱した長期未稼働であり不適格案件であること、②有資格者による意図的なデータ改ざんによる不正な林地開発・宅地開発が行われた重大な法令違反であること、③不正が正されることがなく工事が行われた結果、土砂流出などの問題が起き、さらに大きな災害の不安があること、などの理由により、FIT認定の取消が必要と考えます。

全国再エネ問題懇親会では全国のメガソーラーの実態調査を行い、政府に10件以上の危険な実態を告発しています。多くの案件が、高額買取価格となっている2012年、2013年度に認定された事業者が発生しています。実態は、ベーパーカンパニーによる社説な工事やバヘルの飛散、土砂災害の発生等が報告されています。

(1)産業廃棄物が混入した違法な盛り土造成の上に、新たな盛り土造成をおこなうことは、違法にあたらないでしょうか。またその際の安全確保策について、現行法での対応及び今審議されている土規制法案が成立した場合のお応をお示し下さい。

2、玉條市に建設予定の「2000メートル滑走路」について
奈良県は、広域防災拠点整備において2000メートル滑走路の建設を計画しています。リニア新幹線の説教・建設によって生じる残土を利用して、谷を大規模な盛り土で埋めて建設される計画です。事業費は現時点でも720億円を見込んでいます。

もともと奈良県の広域防災拠点がないために、消防学校の建て替えと合わせて600メートルの滑走路を整備する計画でした。ところが突然、南海・東南沿岸トラフの大震災に備えるために整備が必要との理由で、計画が変更されました。県民からは「2000m滑走路建設ではなく、消防学校の建て替えと防災拠点整備を急いでほしい」との声が寄せられています。

(1)奈良県はこの2000メートルの滑走路について、航空法に基づく空港ではないとの認識を示していますが、災害時には固定翼機の離発着を想定しており、航空法に基づく空港として国土交通省との事前協議が必要と考えます。この点について、国土交通省の認識を示してください。

(2)奈良県は、同事業を国土交通省が策定している「南海トラフ巨大地震対策計画」に位置付けてもうど説明していますが、国土交通省も同様の見解なのか、お聞かせください。

(3)大規模盛り土造成の安全性はどのように担保されるのか、お示しください。

3、京奈和道大和北道路の地下トンネル工事について

国土交通省は平成30年3月30日、京奈和自動車道と北道路の奈良北インターから、郡山下ツ道JCTまでの事業許可を行いました。これにより、大和北道路は有料道路事業と公共事業の合併施行方式で整備されることとなりました。事業説明では、大深度地下トンネルを想定されている区間は全長約4.5kmで、2本並行する直徑16.5メートルのトンネルをシールドマシンで掘るとされています。

ところが2020年10月、同時にシールドマシンで掘削された東京外環道トンネルで陥没事故が発生した。大和北道路の事業もほぼ同様の工事であると想定されるとから、住民の間で「安全神話が崩れた」と不安の声が広がっています。奈良県が平成18年7月に行った環境影響評価によると、工事実施段階での環境影響として、建設機材の搬入による騒音振動・粉塵等が項目として入っていますが、土壤環境や地質などの項目はあります。住民の安全、財産を守る上からも、大和北道路の大深度トンネル工事についてのリスクを科学的に把握する必要があるのではないかと感じます。

大深度工事によるリスク、地上への影響についての国土交通省の認識を示していただきとともに、計画地域の地盤を調査し、その結果を住民に示すことをもとめます。

法務大臣 古川慎久 様

日本共産党奈良県議団

山村幸穂・今井光子・小林照代・太田敦
日本共産党奈良県委員会

北野いつ子(前大和郡山市議)・宮本次郎(前奈良県議)

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。
奈良県民から寄せられている要望について、以下のように取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきますようお願いいたします。

旧奈良監獄の保存活用について

旧奈良監獄は、明治期に日本が近代化を図る際の象徴ともいえる洋風レンガ作りの建造物であり、文化財としての価値打ちが確認されています。また、戦前は奈良監獄として、戦争に反対した人々を「治安維持法違反」として収監した歴史があり、戦後は少年刑務所として受刑者の社会復帰の取り組み、職業訓練や更生教育が行われてきました。文化財として保存するとともに、日本の負の歴史や戦後の再生行政の歴史を常設展示する資料館として活用されるべきです。

現在、ホテルとして活用し、その経営の延長線上で資料展示することが計画されていますが、収益が上がらなければ資料館が運営されなくなるのでは、と住民から危惧の声が寄せられています。私企業の収益のためではなく、国民の財産として建物の価値を損ねることなく活用されるよう、保存管理計画を策定することを求めます。

昨年5月に、日本共産党国会議員近畿ブロックと党奈良県議団、党奈良市議団で、取り組みの現状について聴取を受けましたが、その後の進展について明らかにしてください。



第11号様式の5（第5条関係）

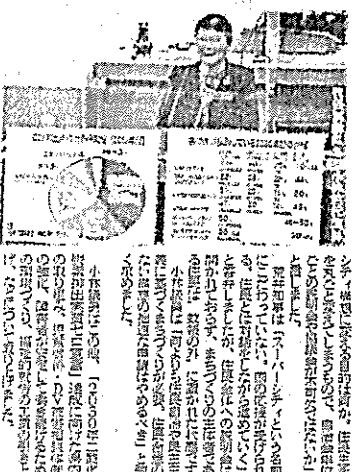
政務活動履歴簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 小林 照代

年月日	2022年5月10日			
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2022年4月（NO. 118） (118800枚)			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込（107100枚）、ポスティング・駅頭配布等（11700枚）			
発行目的	2月定例奈良県議会（予算議会）の提案、議論（質問）、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した（すべて政務活動）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 2月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、予算委員会の討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 磯城郡で県がすすめていた大和平野中央プロジェクト事業に、突然、知事が国家戦略特区スーパー・シティ構想をかぶせてきたことで、県民的計画が国家戦略に変質し、住民の個人情報が企業に流れ、住民が議会やまちづくりの諸決定に加われない「地方自治の破壊」につながる恐れがある。専門家を講師に住民学習会に取り組み、議会での論戦を知らせた。 不要不急の事業を見直し、予算を確保して、新型コロナ感染防止のための抜本的対策をおこなうことなどを含む奈良県予算案組み替え提案をおこない、その内容を詳細に報告した。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	82467円	(@2.8円) 107100枚分 ×1.1(消費税) ×1/4
	印刷代	関西共同印刷所	71500円	118800枚分 × 1/4
	合計 153967円（100%充当）			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する（1/4） 添付資料：「日本共産党奈良県議会だより」2022年4月号（NO.118）			

注 発行した広報紙を添付してください。

住民自治を守り、民主主義にさくまちづくり活性化を



市議会開会

住民不在のスーパー・シティ構想は見直しを
小林照代議員 住民自治 個人情報を守れと主張

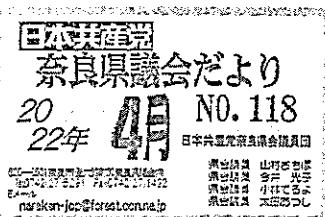
小林が議論する「個人情報保護法」の問題について述べた。左側の写真は、市議会で議論する小林議員。

膨大な個人情報が事業者の儲けの手段

ただちに戦争をやめよ!
ロシアによるウクライナ侵略に抗議
全会一致で非難決議を採択



ロシアによるウクライナ侵略に抗議する奈良県議会議員らの抗議行動。右側の写真は、市議会で議論する小林議員。



2022年 4月 N. 118

日本共産党奈良県議団
naraen-jcp@creattconne.jp

日本共産党議員団が16回目の申し入れ

コロナ感染症第6波一事態を深刻に受け止めた対応を

2022年4月 日本共産党奈良県議会より (2)

共産党県議団が予算組み替え提案



【見直しを求める主な事項】

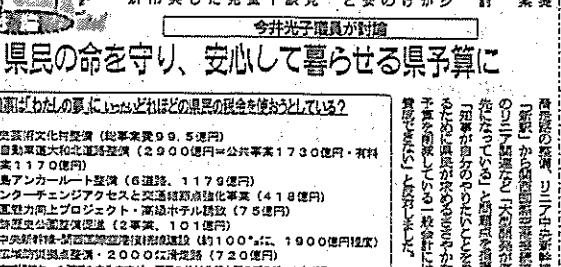
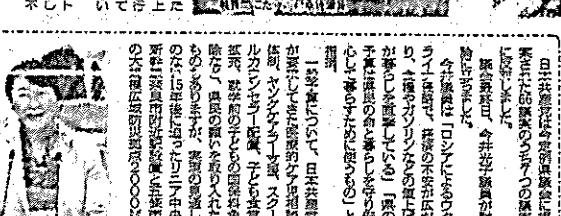
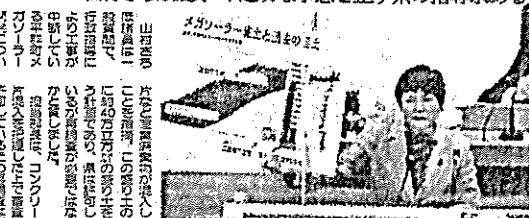
- ◆大企業向け企画工場補助金（10億円）
- ◆NAFICを技とした新しい創出事業（2.6億円）
- ◆大立山まつり（5400万円）
- ◆子育て支援事業（1.5億円）
- ◆京奈和自動車道北北道路（2.6億円）

【提案した主な事項】

- ◆子ども医療費と扶正政策の窓口負担なしに（5億円）
- ◆大企業への給付型奨学金制度（1.2億円）
- ◆地元創出者支援実績料の認定（1億円）
- ◆国是温泉ゆめの窓口負担低減（1億円）
- ◆介護保険の利用料低減（2億円）
- ◆介護付有料老人ホーム（1億円）
- ◆高齢者リニューアル事業（1億円）
- ◆生せりょーじ政策制度（1億円）
- ◆コロナで影響を受けた中小事業への事業強化（5000万円）
- ◆小学校3年生までの3人学級実現（教員10人、8000万円）
- ◆家庭教育支援制度（5000万円）

平群町でのメガソーラー開発の違法性を追求

違法な盛り土の上に更なる盛り土は許されない
山村さちよ議員 不適切な事態を正す県の指導求める



県民の命を守り、安心して暮らせる県予算に

知事がわが家の裏にいたどれほどの県民の税金を使おうしている?

- ★奈良西芸術文化センター整備（総事業費 9.5億円）
- ★奈良飛行場自動車道大和郡山道路整備（2,900億円）公共事業 1,730億円・有料道路事業 1,170億円
- ★奈良伊勢原アンカーラート整備（6道路、1,170億円）
- ★奈良インター・センシックアセス・交通接点活性化事業（4,118億円）
- ★奈良公園駆け向ふプロジェクト・高瀬ホテル建設（7.5億円）
- ★平吉言習歴史公園復旧整備（2事業、1,010億円）
- ★アーバン中央新幹線奈良駅周辺整備（約100ha、1,900億円程度）
- ★大規模立地開拓促進整備（2,000ha清花路、720億円）

今までの経験からわが家の裏には、これまでにない多くの事業が計画されています。しかし、その多くが、既存の施設や自然環境を破壊するものばかりです。また、多くの事業が、県民の税金を使っていることが明らかです。

政務活動信録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 小林 照代

年月日	2022年6月10日			
表題と発行部数	「小林照代の県議会だより」2022年5月号 (NO.25) 41950枚			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込（39450枚）、駅頭配布・ポスティング（2500枚）他			
発行目的	2月定例県議会における日本共産党奈良県会議員団と小林照代県議の本会議（一般質問）と厚生委員会での論戦を広報し、広く県民の意見・要望を聞くため			
按分率の説明	すべて政務活動と調査活動の報告			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県民のいのち、暮らしを守る県政の推進求めて、2月定例県議会でおこなった代表質問の内容を知らせ、意見を求めた。 ・すなわち、気候危機打開の取組はまつたなしであること、児童虐待・DV問題は相談員の抜本的増強が必要であること、障害者が安心して働きつづけられる環境づくりなどについての取組を求めた。 ・コロナ禍からいのちと健康を守る県民の切実な願い実現を求めて、政府の省庁要望をおこない、回答の特徴を報告した。 ・意見を求め、議会論戦などに活かす。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	121506円	@2.8円×39450枚分 ×1.1(消費税)
	印刷代	関西共同印刷	201300円	41950枚分
※ 100%充当 合計 322806円				
備考	添付資料：「お元気ですか小林照代です（小林照代の県議会だより）」2022年5月号 (NO. 25)			

注 発行した広報紙を添付してください。

第11号様式の10(第5条関係)

政務活動記録簿(年会費負担)

会派・議員名 小林 照代

年月日	2022年5月11日			
年会費名	奈良県統計協会特別会員(団体) 2022年度会費			
相手方	奈良県統計協会			
年会費支払目的	統計協会のおこなう調査資料、統計資料を議会質問等に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 (目的)は会則第3条のとおり (事業)は同第4条のとおり (会費)は同第23条のとおり</p> <p>◆本会の活動頻度 ・「奈良県統計年鑑」(年1回)、「100の指標からみた奈良県勢」、「奈良県産業連関表」「奈良県民経済計算報告書」の活用 ・機関誌「統計レポート」(月1回)に紹介される統計諸指標の活用</p> <p>◆参加者の状況 上記のとおり、統計資料、定期刊行物の活用</p> <p>資料、情報を収集し、議会の質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究	5000円	20000円×1/4=5000円	16
合計 5000円 (100%充当)				
備考	特別(団体)会員会費であることから会派を構成する4人で分担 添付資料: 奈良県統計協会会則(部分コピー)、定期刊行物の表紙(コピー)			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良県統計協会会員規則

第4章 役員

2 特別会員に関する必要な事項は別に定める。

昭和 2年	2月 1日	総会議決
昭和 2年 8月	5日	改 正
昭和 2年 3月	5日	一部改正
昭和 2年 2月	7日	全面改正
昭和 2年 2月	26日	一部改正
昭和 2年 8月	25日	一部改正
昭和 2年 2月	26日	一部改正
昭和 2年 1月	10日	一部改正
昭和 2年 4月	4日	一部改正
昭和 2年 5月	22日	一部改正
昭和 2年 5月	13日	一部改正
昭和 2年 5月	27日	上部改正
昭和 2年 3月	25日	一部改正
昭和 2年 3月	19日	一部改正
昭和 2年 8月	4月	一部改正
昭和 2年 9月	3月	全部改正
昭和 2年 1月	1日	一部改正
昭和 2年 4月	4日	一部改正
昭和 2年 5月	17日	一部改正
昭和 2年 3月	18年	一部改正

(役員の選任)
第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 事務官 若干名
- (5) 監事 2名

(役員の選任)

- 第7条 会長は、奈良県統計部を担任する奈良県副知事をもつて充てる。
2 副会長は、奈良県統計主管部(室)長、奈良県市長会長及び奈良県町村会長をもつて充てる。
3 理事長は、奈良県統計主管課長をもつて充てる。
4 理事は、各市統計協会長及び部支部長をもつて充てる。ただし、市にあつては統計主管課長をもつて充てることができる。
5 監事は、理事の互選によって決める。

第1章 総則

(名称)
第1条 この会は、奈良県統計協会といふ。

(事務所)
第2条 この会の事務所は、奈良県統計主管課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)
第3条 この会は、統計知識及び技術の向上を図り、もつて、統計の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)
第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 統計に関する調査研究、講習会、大会等の実施
- (2) 統計機関及び統計に関する図書等の発行
- (3) 各種統計關係団体等の育成及び指導
- (4) 統計に関する団體等の募集及び展示会の開催
- (5) 統計労働者の表彰
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第3章 会員

(会員)
第5条 この会は、奈良県及び県内市町村(正会員)並びにこの会の趣旨に賛同するもの(特別会員)をもつて組織する。

第4章 役員

- (会員の種類)
第6条 会員は、この会を代表し、会務を総理する。
 - 1 会長は、会員を総理し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - 2 副会長は、会員を総理し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - 3 理事長は、常時会務を掌握し、会長及び副会長を補佐するとともに、会長及び副会長に事故があるときは欠けたときは、その職務を代理する。
 - 4 理事は、理事会でその権限に属する事項の審議に当る。
 - 5 監事は、この会の会計を監査する。
 - 6 会長は、その権限に属する事務のうち、別に定める事項を理事長に専決させることができる。

第5章 事務局

- (事務局)
第10条 この会の事務を処理するため、事務局を置き、職員を配置する。
 - 1 事務局の職員は、奈良県統計主管課の職員を充てる。
 - 2 職員は、理事長の指揮を受けて、この会の事務を処理する。

第6章 会籍

- (会員の種類)
第11条 この会の会員は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会)

第12条 総会は、役員及び正会員をもつて構成する。

2 通常総会は、毎年1回開催する。ただし会長が認めたときは、理事会の開催をもつてこれに代えることができる。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会で開催を決議したとき。

(2) 正会員の5分の1以上から開催の請求があつたとき。

(3) 会長が特に必要と認めたとき。

(総会の附則事項) 総会は、次の事項について審議する。

(1) 会務報告

(2) 第12条第2項によって総会の附則を必要とした事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事で構成する。

2 理事会は、次の場合に隨時開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上から開催の要求があつたとき。

(3) この会則に定めるものほか、本会の運営に関する重要な事項

(理事会の附則事項)

第15条 理事会は次の事項を総決する。

(1) 会則の改廃及び監理規程の制定または改廃

(2) 事業計画及び予算の決定

(3) 事業報告及び決算の承認

(4) 会費及び負担金に関する事項

(5) 基金及び財産の管理に関する事項

(6) 総会に附議する事項

(7) その他会長が必要と認める事項

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集する。

(会議の通知)

第17条 会長は、会議の開催7日前までに、当該会議の附議事項、日時、場所を示した書面をもつて、当該会議の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要すると認めた場合はこの限りではない。

(会議の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の定足数及び表決)

第19条 会議は、出席者の過半数をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 次の議事については、定数の3分の2以上をもって決する。

(1) この会の解散

(2) 財産の処分

(3) 会則の改廃

(警面表決等)

第20条 会議でできない当該会議の構成員は、あらかじめ通知された当該会議の議決事項について、会議当日までに書面をもつて棄決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の適用については、その構成員は当該会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 会議の議事については、会議の議決事項、議事その他必要な事項を記録した議事録を作成しなければならない。

2 支部

(支部等の構成)

第22条 この会に、別表1のとおり支部を置く。

2 支部に関して必要な事項は別に定まる。

(会計)

第23条 この会の経費は、会費、負担金、事業収入、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもつてこれに充てる。

2 この会の会員は、別に定めるとところにより、会費若しくは負担金を納入しなければならない。

(特別会計)

第24条 この会は、理事会の議決を経て、特別会計を開けることができる。

(基金)

第25条 この会の収支決算は、剩余金が生じた時は、その一部または全部を基金として積み立てることができる。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、事業年度の開始までに、総会又は理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第27条 この会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経た後、総会又は理事会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第28条 この会の会計年度は毎年4月1日により、翌年3月31日に終わる。

(委、任) 第29条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関する必要な事項は、別に会長が定める。

(別表1) 奈良県統計協会支部一覧表

支 部	構 成 市 町 村
都市支部 奈良県都市統計協議会	大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 宇陀市
山辺 支部	山添村
生駒 支部	平群町 三郷町 海鷲町 安堵町
磯城 支部	川西町 三宅町 田原本町
宇陀 支部	曾爾村 御杖村
高市 支部	高取町 明日香村
葛城 支部	上牧町 王寺町 広陵町 河合町
吉野 支部	吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野辺川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村

- この会則は、昭和28年2月7日から施行する。
 附 則 (第8条; 第9条; 第10条; 第31条; 平成17年4月1日一部改正)
 この会則は、昭和31年5月29日から施行する。
 附 則 (第5条; 第8条; 第34条; 平成10月1日一部改正)
 この会則は、昭和34年10月1日から施行する。
 附 則 (第4条; 昭和39年4月24日一部改正)
 この会則は、昭和39年4月4日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。
 附 則 (第1条; 第8条; 昭和45年5月22日一部改正)
 この会則は、昭和45年5月22日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。
 附 則 (第9条; 平成4年3月25日一部改正)
 この会則は、平成4年4月1日から施行する。
 附 則 (第1条; 第8条; 平成8年3月19日一部改正)
 この会則は、平成8年3月19日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
 附 則 (第8条; 平成7年4月1日一部改正)
 この会則は、平成8年4月1日から施行する。
 附 則 (平成9年3月19日全部改正)
 この会則は、平成9年4月1日から施行する。
 附 則 (平成17年4月1日一部改正)
 この会則は、平成17年4月1日から施行する。
 附 則 (平成18年3月17日一部改正)
 この会則は、平成18年3月17日から施行し、平成17年9月25日及び平成18年1月1日から適用する。

令和4年度 奈良県統計協会事業計画

○理事会の開催
令和3年度事業報告及び決算、並びに令和5年度事業計画(案)及び予算(案)を審議する理事会を開催します。

○特別会員の募集

統計思想の普及向上と統計の活用を進めるため、特別会員の加入の促進を行います。
年会費 1口 20,000円
統計レポートをはじめ当協会発行の刊行物を配付します。

○統計研究活動等への助成

1 市、都統計協会への助成
・各統計協会の支部活動事業を促進するため、支部運営補助金を交付します。
2 統計団体への助成
・統計教育の普及振興を推進するため、奈良県統計・情報教育研究会に対し、研究活動費の一部を助成します。
・統計調査を円滑に推進するため、統計団体に対し、活動費の一部を助成します。

○統計書の発行

1 統計の普及と活用を図るため、広く一般県民に「奈良県統計年鑑」及び「100の指標からみた奈良県勢」等の統計資料を提供します。
2 (一般財團法人)日本統計協会で発行された奈良図書を市町村、特別会員等に配達します。

○奈良県統計の発行
2023年版(令和5年版)奈良県民手帳を発行します。
作成冊数 11,000冊
額布価格 1冊 500円

○統計レポートの発行
当協会の機関誌「統計レポート」を年2回発行し、関係機関等に配付します。

○奈良県統計功労者表彰式の実施

令和4年度統計功労者として表彰される統計調査員、事業所等に対する各府省大臣表彰をはじめ奈良県統計功労者表彰等の表彰式を奈良県との共催で行います。
日時 令和4年12月(予定)
場所 奈良市内(予定)

○奈良県統計グラフコンクール及び展示会の開催
統計思想の普及と統計の表現技術の向上を図ることを目的として広く県民から統計グラフを募集し、奈良県統計グラフコンクールを実施します。また、優秀作品は全国コンクールに出品することも、県庁屋上ギャラリー等において入賞作品の展示会を開催します。

○統計担当者研修の実施
統計思考力の向上を目的として、奈良県統計協会支部員を対象とする研修を実施します。

奈良県統計協会では次の統計刊行物を販売しております。

- ・2022年版奈良県民手帳(600円):
 - 100の指標からみた奈良県勢(600円)
 - 平成24～令和元年版 B6版
 - 令和2～3年版 A5版
 - 奈良県統計年鑑(3200円)
 - 平成12～令和2年度
- ご購入 FAXまたはお電話でお申し込みください。FAX 0742-27-0615 / TEL 0742-27-8439
- 郵送(送料実費負担)または異常での受け取りとなります。

統計レポート

寄稿

「国勢調査2020」の結果を詳しくみる②
－奈良県の年齢別の人ロ人口流出入（5年前と比較）－

特集

- (1) 奈良県年齢別推計人口（令和3年10月1日現在）の概要
- (2) 令和3年10月1日における奈良県推計人口（年報）の概要
－1年間の人口移動状況－
- (3) 「奈良スタッフイベント」について
－令和3年度奈良スタッフイベント（統計活用事例発表会）開催報告－
- (4) 奈良県の家計收支、所得及び資産・負債の状況
－2019年全国家計構造調査 奈良県の概要－
- (5) 奈良県製造業の動向について
－令和3年奈良県鉱工業指数から－
- (6) 在学者・卒業者数及び卒業後の状況
－令和3年度学校基本調査の結果から－

奈良県統計協会

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 小林 照代

年月日	2022年5月11日		
年会費名	建設政策研究所 2022年度会費		
相手方	特定非営利活動法人 建設政策研究所		
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問に役立てるため		
按分率の説明	すべて政務活動		
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 災害に強い国土、県土づくりや快適な社会資本の整備など建設政策の全般にわたる研究とその報告を、講演会、機関誌の発行等で広げている</p> <p>◆本会の活動頻度 総会、講演会など研究会合などを適時、開催。月1回の機関誌を発行</p> <p>◆参加者の状況 建築士や防災士など専門家や建築に携わる労働者、地方議員など 機関誌に発表される論文により得た知識、情勢を議会質問に活かす</p>		
経費	項目	金額	内容
	年会費	2828円	11000円+振替手数料313円=11313÷4(4人で分担)=2828円
	合計 2828円 (すべて政務活動)		
備考	添付資料:建設政策研究所定款、「建設政策」表紙コピー		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

特定非営利活動法人 建設政策研究所
定款

第1章 総則

(名称) 第1条 この法人は、特定非営利活動法人建設政策研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を北海道札幌市中央区南8条西16丁目2番20号コープ前川1F北海道建設厚生組合内、及び大阪府大阪市中央区鈴町1丁目1-1谷町秋田ビル501号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、災害・環境保護を起こさない国土づくり、快適な国民生活に必要な社会資本の整備、建設産業界の民主化、建設労働者の労働条件の改善及び中小建設業者の経営の安定及び社会的地位の向上などに関する調査・研究を推進め、国民と労働者・中小業者の生活に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行ふ。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、建設産業関係の団体・個人及び学者・研究者・専門家と連携し、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 調査・研究・政策提言活動
- (2) 資料・情報収集活動
- (3) 情報資料ハシラク
- (4) 出版・宣伝活動

(会員)

第6条 この法人は、次の3種類とし、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 団体会員
この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する団体
- (2) 個人会員
この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する個人
- (3) 審明会員
この法人の目的・活動に賛同する団体・個人

(入会)

第7条 会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出するものとする。
2 入会を希望する者は、理事会の認証を得て会員となることができる。
但し、正当な理由のない限り入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、附則で別に定める会費(会計年度途中入会会員を含む)を一口以上納入する。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき
(2) 本人が死亡し、また会員である団体が消滅したとき
(3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき
(4) 定款に違反したとき
2 前項第3号、第4号については理事会の裁決により決定する。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事会に提出して、任意に退会できる。

- (1) 会員登録の不返還
- (2) 第11条 既に納められた年会費その他の提出品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を若干名、専務理事を1名置くことができる。

3 役員は、無報酬とする。ただし常勤役員は、理事会において選出し、規程を定めて報酬を支給することができる。

(兼任等)

第13条 理事及び監事は総会で団体会員及び個人会員の中から選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会で互選する。

3 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、選挙なく補充する。

(業務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を掌理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは代行する。

3 専務理事は理事会の決定に基づき、事務局を統括し日常業務を処理する。

4 理事は理事長の下で、総会の決定を執行する立場から苦難・実験する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでの任期を延長する。

3 準欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(責任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができます。この場合、その役員に対し、謹決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(事務局及び職員)

第17条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に必要な事項は理事会の議を経て理事長が定める。

第5章 顧問

(顧問)

第18条 この法人は顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問に関する必要な事項は、理事会で定める。

4 顧問は理事会における権限を有しない。

第6章 総会

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

2 常任委員会は、以下の事項について総決する。

(1) 会員登録
(2) 事業報告
(3) 監査報告
(4) 中期計画及びその変更
(5) 事業計画及びその変更
(6) 予算計画及びその変更
(7) 役員の選出及び解任

(8) 委員会の新規設置
(9) 会費の金額
(10) 定款の変更
(11) 解散
(12) 合併
(13) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めた場合の請求をしたとき。
(2) 会員総数の20分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があつたとき。

(3) 第14条第5項第4号の既定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第22条 総会は、第20条第2項第3号の場合はを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第20条第2項第1号及び第2号の既定による請求があつたときは、

その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会員の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもつて、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第23条 総会は、会員総数の40分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 会員総数は団体会員、賛助会員、個人会員各々1回体1名と数える。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の既定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があつた場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に既定するもののほか、出席した会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第25条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができます。

3 前項の既定により表決した会員は、第22条(定足数)、第23条第2項(議決)、第25条第2号(議事録)及び第37条(定款の変更)の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にはあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の内容及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会員において選任された議事録署名人3人以上が署名、押印しなければならない。

押印しなければならない。

第7章 理事会等

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事をもつて構成する。

(理事会の機能)

第28条 理事会は、この定款で定めるものほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 理事会の運営に関する事項は別に定めることができる。

(運営会議)

第29条 理事会の決定を実践するため、運営会議を設置することができる。

2 運営会議は、理事長、副理事長、専務理事、各委員会委員長及び専務局理事で構成し、必要に応じて他の役員を加えることができる。

3 運営会議は本条第1項の業務等に加え、各委員会の連絡・調整を図る。

(委員会)

第30条 この法人の業務及び活動を推進するため、理事会の承認を得て委員会を設置することができる。

2 新たに設置する委員会は、総会の承認を得ること。

3 各委員会の委員長は委員の互選とする。

4 各委員会の性格及び業務は次の通りとする。

(1) 編集・出版委員会は、定期的な機関誌、紙類、研究成果の取りまとめとその出版、その他の出版物の編集、などを行う。

(2) 研究委員会は、情勢分析や政策課題などの研究、および会員等からの委託による研究テーマの設定、研究会(プロジェクトチーム)の編成及びテーマの分担、研究方法及び發表方法の検討などの研究マネジメントを行う。

(研究会)

第31条 必要に応じて、第29条第4項第2号の規定に基づき、研究課題ごとに研究会(プロジェクトチーム)を置くことができる。

(専門家等の委嘱)

第32条 研究会の運営に必要な専門家等は、理事長が委嘱して研究会の会員に加えることができる。

2 研究会に関する事項は別に定める。

第8章 資産及び会員

(資産の構成)
第33条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 契付金品

(4) 研究及び事業に伴う収入

(5) その他の収入

(予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を経るものとする。

2 前項の既定にかかるわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ取入支出することができる。

3 前項の取入支出は、新たに成立した予算の取入支出とする。

(予備費の設定及び使用)

第35条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることがある。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、遅やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり、翌年の10月末日に終わる。

(定款の変更)

第38条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、総務的な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。

(1) 主たる事務所及び從たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

(解散)
第39条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不適

(3) 会員の欠亡

(4) 合併

(5) 売却

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の2分の1以上の承認を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が解散（合併及び吸収による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡されるものとする。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)
第42条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 総則

(細則)
第43条 この定款に疑義が生じた場合は理事会の解釈に従う。ただし、総会の事後承認を得ることとする。
2 この定款が既定する以外の事項は理事会が決し、総会の事後承認を得ることとする。

(附則)
第44条 この定款の変更は、この定款に記載された事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。

(1) 主たる事務所及び從たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 永山 利和 理事 桜名 恒
副理事長 萩井 寿男 同 関口 伸雄

和治
江澤 紀章
同 大塚 國晴
同 清水 謙一
専務理事 同 清水 定次
理事 同 荒川 隆男
同 今井 拓
同 後藤 英輝
理事 山田 規世
監事 深見 酷治

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の既定にかかわらず、成立の日から2005年12月末日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第34条第1項の既定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第37条の既定にかかわらず、成立の日から2005年10月末日までとする。

6. この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

- (1) 団体会員 1口 1万円
- (2) 個人会員 1口 5千円
- (3) 寄助会員 1口 5万円

7. この法人の設立により、任意団体建設政策研究所の事業、会員及び財産は、この法人が繼承する。

8. 任意団体建設政策研究所の事務局職員及び給与の既定は、この法人が繼承し、その勤務年数は通算する。

9. 2009年 7月 2日一部変更

10. 2020年 3月 27日一部変更

建設政策

5 2022
No.203

—特集—

岸田政権下の建設産業 政策の動向

- ◇ 韓国建設労働者の雇用改善における核心的課題の推進状況
- ◇ 森林環境税の「使い残し」に潜む2つの問題と労働からの再生について
- ◇ 担い手確保を後押しする公契約条例のさらなる改善と発展に向けて～建設政策研究所「川崎市公契約条例調査」より～



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 小林 照代

年月日	2022年9月14日他			
表題と発行部数	'日本共産党奈良県議会だより' 2022年8月 (No. 119) (119200枚)			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込 (106200枚)、駅頭配布等 (13000枚)			
発行目的	6月定例奈良県議会の提案、議論（代表質問・一般質問）、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した（すべて政務活動）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 6月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 引き続くコロナの感染拡大と原油価格の高騰をうけた物価高騰に対応し、県政生活と健康を守る対策を求め、要望書を提出。数点の対策提案をおこなった。また、委員会での論戦を知らせた。 反社会的なカルト集団である旧統一協会と地方の政治、政治家の関係を追求し、結果的に統一協会の行動にお墨付きを与えることになっていることの責任を追及した。国会議員はもとより県議、市議も参画していることがわかつている。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	81774円	(@2.8円) 106200枚分 ×1.1(消費税) ×1/4
	印刷代	関西共同印刷所	69850円	119200枚分 × 1/4
合計 151624円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料：「日本共産党奈良県議会だより」2022年8月号 (No.119)			

注 発行した広報紙を添付してください。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 小林 照代

年月日	2022年10月17日他			
表題と発行部数	2022年奈良県政暮らしのアンケートビラ（222500枚）と返信用封筒（222500枚）及び後納料金支払い議員分担分			
対象者	奈良県民			
配布方法	全県的戸別配布・ポスティング（222500枚）			
発行目的	奈良県政暮らしのアンケートで県政への願い、身近な困りごとなどを聞き取り、関係当局に要望するため、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行したもので、アンケートビラ、返信用封筒、返信にかかった費用は会派と議員が分担する。（すべて政務活動）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 2022年9月に配布。ただちに返信用封筒（受取人払い）で同アンケートへの回答が返ってきた。質問はコロナ禍の暮らし向き、県政問題（①子育て政策、②若者政策、③高齢者支援策、④公共交通政策、⑤国保、水道など身近な問題・お困りごと）を問うもの。6か月間（23年1月まで）で3200通の返信があった。 奈良国道工事事務所、奈良土木事務所、近鉄、奈良交通、奈良県警奈良署、奈良市、県教育委員会に同アンケートに書きこまれた要望を申し入れ、対策について懇談した。 読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷代	関西共同印刷所	118442円	430700円（222500枚分）×消費税×1/4
	印刷代	関西共同印刷所	135025円	491000円（222500枚分）×消費税×1/4
	アンケート返信後納郵便代	日本郵便	35501円	141897円（9月分）×1/4
	アンケート返信後納郵便代	日本郵便	37403円	149503円（10月分）×1/4
合計 326371円（100%充当）				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する（1/4） 添付資料：奈良県政暮らしのアンケートビラと返信用（長4）封筒			

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県政、暮らしのアンケートのお願い

こんにちは、日本共産党奈良県議団です。みなさんのご意見・ご要望を、県政に反映し実現するためのアンケートです。どうぞ記入いただいたアンケート用紙は、添付した封筒に入れ、郵便ポストに投函ください（切手は不要です）。また、ウェブでも回答できます。

webアンケート：<https://forms.gle/gUcdqNcysYR8>



2022年秋 日本共産党奈良県会議員団
〒630-8501 奈良市登大路30 奈良県議会気附
TEL: 0742-27-5291 FAX: 0742-27-4992
Mail: naraken-jp@forest.ocn.ne.jp

※回答は、あてはまるものに○を、記述欄は自由にお書きください。

【1】あなたの暮らしは新型コロナ前とくらべいかがですか？
①きびしくなった ②変わらない ③わからぬ

a. きびしくなった方に理由をお聞きします。（回答は3つまでに○を）
①給料が減った ②年金が減った ③物価が上がった ④売り上げが減った
⑤失業した ⑥税金・公共料金の負担が増えた ⑦教育や子育てに支出が増えた
⑧その他（ ）

b. 生活維持のためにどちらな工夫をされていますか?
①貯金の取り崩し ②食費や光熱費の節約 ③娛樂費節約 ④医療の手控え
⑤その他（ ）

【2】国や自治体の新型コロナ対策として何を求めますか？

①希望者のへの早めのワクチン接種 ②感染時の医療体制の充実
③事業者や収入の減った人への支援 ④希望者のPCR検査や抗原検査キットの配布
⑤その他（ ）

【3】子育て支援についてお伺いします

- a. あなたが望むことなんですか？（回答は5つまで）
①子ども医療費の負担ゼロ ②保育料の引き下げ ③いじめ・不登校問題の対策
④給食費の無料化 ⑤就学援助の拡充 ⑥少人数学級の推進 ⑦学童保育の充実
⑧雨でも無料で遊べる場 ⑨子ども食堂を増やす ⑩通学路などの安全対策
⑪特別支援教育支援員の増員 ⑫子ども発達相談センターを増やす
⑬学校の女子トイレに生理用品の配備 ⑭中高生の通学費補助 ⑮外国籍児童に対する日本語教育の実施
⑯その他（ ）

- b. 公立保育所廃止をすすめる行政の動きについてどう思いますか？
①良いと思う ②問題だと思う ③わからぬ
c. その他、子育てについてのご意見をお願いします

【4】若い世代への施策について、あなたが望むことはなんですか？
①高校や大学の給付制奨学生制度の創設、学費の値下げ
②校則の見直し ③アラックなバイトや働き方の規制 ④県立高校の施設改善
⑤その他（ ）

【5】高齢者支援、障がい者支援についてあなたが望むことはなんですか？（回答は5つまで）
①介護保険料・利用料の引き上げ ②後期高齢者医療費の怒口負担の引き下げ
③年金の引き上げ ④補聴器購入の補助 ⑤特別養護老人ホーム・高齢者施設の充実
⑥介護・福祉施設従事者の処遇改善 ⑦高齢者の雇用促進 ⑧介護アフリバー化
⑨交流・憩いの場の確保 ⑩買い物支援の充実 ⑪相談や支援の場の充実
⑫避難所のバリアフリー化 ⑬運転免許返納後の高齢者への支援
⑭障がい者就労支援の充実
⑮その他やお困りのことやご要望

【6】公共交通についてお聞きします。通院や通学、買い物などで移動する場合、お困りのことを具体的にお聞かせください

【7】生活に直結する県道・河川・教育・国民健康保険・上下水道など、生活に身近な事を行っていますが、奈良県政です。あなたはどのように感じていますか？

- (1) あなたが県政に期待することはなんですか？
- ① 県道の整備 ② 河川の整備 ③ 教員増員 ④ 国民健康保険料の引き下げ
 - ⑤ 上下水道料金の引き下げ ⑥ 保健所の増設 ⑦ 周童相談所の一時保護所の増設
 - ⑧ 観光施設の増設 ⑨ 最低賃金の引き上げ ⑩ 労働相談など労働行政の強化
 - ⑪ 地産地消はじめ、農林業の振興 ⑫ 神社仏閣、歴史的景観の保全
 - ⑬ 地場産業の応援、ものづくりの推進 ⑭ 水害対策 ⑮ DVなど女性相談の強化
 - ⑯ その他（ ）

(2) 奈良県は、総合防災拠点の整備とあわせ、五條市に2000年滑走路(中小型ジェット機の離発着が可能な大きさ)の建設を予定しています。※配布のビラ参照
この計画に ①賛成 ②反対 ③わからぬ

(3) 奈良県は27の市町村と水道事業の経営を一体化する「県域水道一体化」をすすめようとしています。※配布のビラ参照
この計画に ①賛成 ②反対 ③わからぬ

(4) その他、県政について要望やご意見をお寄せください

【9】日本共産党県議団は県政とともに国政問題で、社会保障、消費税減税、気候変動、ジェンダー平等などを掲げていますが、あなたはどうの項目に力を入れてほしいですか？

- a. 消費税を5%に戻すこと ①賛成 ②反対 ③わからぬ
- b. 憲法9条の改定について ①賛成 ②反対 ③わからぬ
- c. 核兵器禁止条約に日本も参加する ①賛成 ②反対 ③わからぬ
- d. 気候変動、再生可能エネルギーの推進 ①賛成 ②反対 ③わからぬ
- e. ジャンダーパート平等の推進 ①賛成 ②反対 ③わからぬ
- f. 大学の学費を半額にしてほしい ①賛成 ②反対 ③わからぬ
- g. 農業など第一産業に力を入れる ①賛成 ②反対 ③わからぬ
- h. 医療・介護・保育などケア労働者の待遇改善 ①賛成 ②反対 ③わからぬ
- i. 野党共闘についてどう思いますか ①賛成 ②反対 ③わからぬ

【10】議員にどんなことを望みますか？

- ① 県金のムダ遣いをチェックする ② 議会の様子や県政を知らせる
- ③ 日常に住民の声や相談事をよく聞き、行政へ届ける
- ④ 国の政治へ必要な時はものを言う ⑤ 毎議会で発言する
- ⑥ 利権や腐敗をただし、公正をつらぬく
- ⑦ その他（ ）

【11】日本共産党県議団について、ご意見やご要望をお聞かせください。

8】お住まいの地域で、お困りのことや改善の要望などを具体的にお書きください。道路、信号、カーブミラー、樹木の伐採、河川の補修、水害対策などは、下の枠内に略図をお書きください。

あなたについて教えてください
年齢 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代以上
職業 職業 正規勤務 非正規勤務 自営業 農業 専業主夫・主婦 年金生活者 学生
その他（ ）

差支えない範囲で、ご記入ください。

お名前

ご住所

連絡先

mail

料金受取人払郵便

奈良中央
郵便局承認

2208

差出有効期限

2023年1月31日

まで

切手を貼らずに
お出し下さい

6308790

奈良市登大路町30

奈良県議会内

日本共産党奈良県会議員団

県会議員 山村さちほ

宛

第11号様式の9（第5条関係）

政務活動記録簿（会議・意見交換会開催）

会派・議員名 小林 照代

年 月 日	2022年11月19日			
場所	王寺町やわらぎ会館多目的ホール			
会議名	県政報告会＆要求懇談会 in 北葛城郡			
相手方（人数）	北葛城郡を中心に地域住民80人			
開催目的	日本共産党県会議員団の4人の県会議員が、自らが所属する常任委員会の分担にそって県政報告をおこなうとともに、要求懇談した			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	<p>4人の県会議員がそれぞれに分担し、「奈良県政を丸ごと報告します」と銘打ち、県政報告会を開催。その際、共産党の県会議員全員が揃う場でもあり、県政に対する要求懇談をおこない、政策的課題、地域要求を聞き取った。</p> <p>県政諸課題についてパワーポイントを使用し、丁寧に報告し、また県議会で議論になっていることをリアルに報告した。</p> <p>要求懇談では多くの願い、要求が出された。</p> <p>これらについては、県議会での質問や関係機関への要望書にまとめ、要望した。また、議会論戦に活かした。</p>			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	会場費	4800円	王寺町やわらぎ会館多目的ホール（議員4人が分担 $19200\text{円} \div 4 = 4800\text{円}$ ）	97
	合計 4800円（すべて政務活動）			
備考	添付資料：県政報告＆要求懇談会 in 北葛城郡案内チラシ、開催の様子（写真）			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

県政の異常をたたず日本共産党奈良県会議員団を強く大き
力あわせて奈良県政をまるごと報告します

長政報告会＆豪傑懇親会

北葛城郡 会場

とき／11月19日（土）午後2時開会
ところ／王寺町 やわらぎ会館 研修室（3階）
王寺町王寺2-1-18 王寺町役場西となり

どなたでも参加いただけます
ご説明の会で住民の本音を
お聞かせしてもらいます。
ホールと党員会議室を併用してじっくりお話をうながす
豪傑懇親会ではお酒を飲んでおしゃべりを楽しめます。



尾口 五三
大田 敦
宮本 次郎
小林てるよ
今井 光子
山村さちほ

前県議
（生駒郡区）

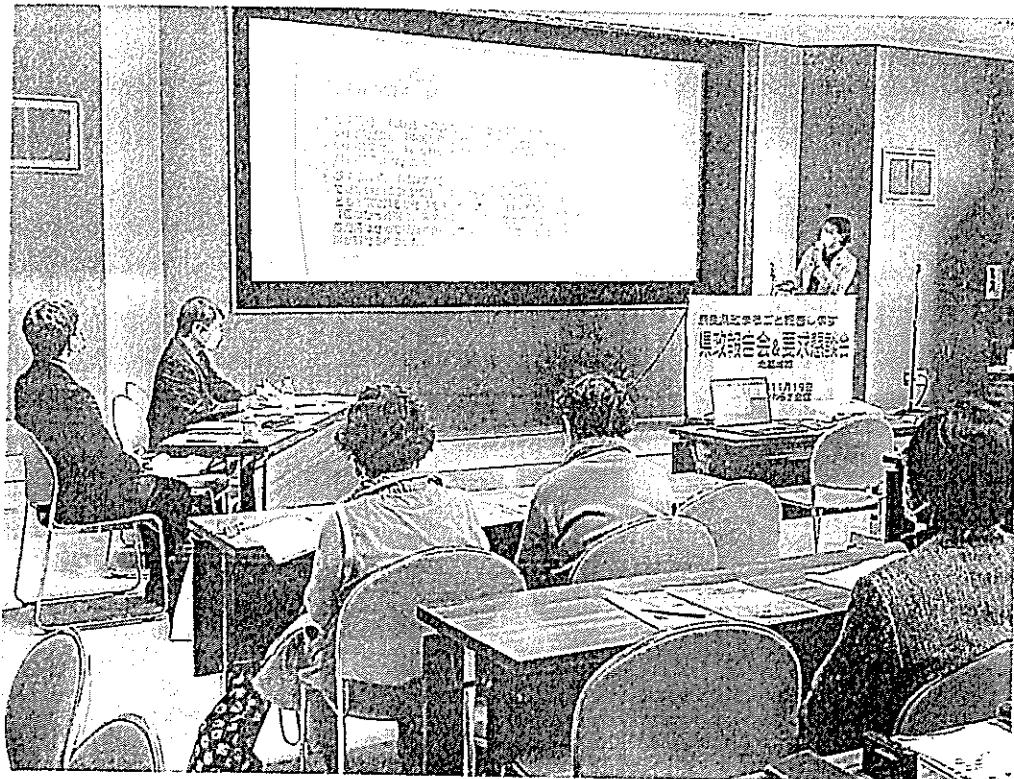
県議
（大和高田市区）

県議
（奈良市區）

県議
（北葛城郡区）

県議
（奈良市區）

4人の県議団そろって県政報告会＆要求懇談会 in 北葛城郡
2022年11月19日
王寺町やわらぎ会館多目的ホール



第11号様式の7（第5条関係）

政務活動記録簿（要請陳情）

会派・議員名 小林 照代

年月日	2022年11月16日他				
政務活動先	政府要望（厚生労働省、文部科学省、国土交通省、法務省、文化庁）				
政務活動の目的	県民から寄せられた政府への要望、聞き取った陳情・要望を政府関係省庁に伝え、対策を聞く。				
相手方	厚生労働省他5つの省庁（衆議院会館でおこなうレクチャーの方式）				
内容、結果等 ※陳情要請の 効果を明記のこと	<p>別紙(2022年政府交渉報告)</p> <p>日本共産党奈良県会議員団と宮本次郎前県会議員と大和郡山市尾口五三市議会議員は、厚生労働省、文部科学省、文化庁、国土交通省、法務省に政府要請を行いました。厚生労働省では、子どもの医療費・障害者医療費助成、国民健康保険、排せつ管理支援用具の給付基準の引き上げ、コロナ対策、補聴器購入補助制度、生活保護制度、介護・福祉従事者の待遇改善などを要請。</p> <p>収穫はたくさんあり、帰宅も予定よりも少し早まりましたが、朝がいつもより早いため疲れました。議会質問、当局への要請に活かします。(小林 照代)</p>				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	東京	新幹線	京都一東京（往復）	27290円	94
	京都	近鉄	富雄一京都（往路）	640円	98
	国会議事堂	東京メトロ	東京一国会議事堂（往路）	170円	98
	東京	東京メトロ	国会議事堂一東京（復路）	170円	98
	奈良	近鉄	京都一富雄（復路）	640円	98
合計 28910円（すべて政務活動）					
備考	添付資料：政府5省庁交渉報告				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

2022年 政府交渉 報告

日本共産党奈良県委員会と同県会議員団は2022年11月21日、5省庁に41項目の要求を届け、交渉を行いました。県内自治体で住民の要求実現に活用できる回答がいくつかありましたので、要望書と回答、今後に生かすポイントをお知らせします。今後のとりくみに活用ください。



明朝体 要望内容 ◎各省庁からの回答

参加者:山村さちほ県議、小林てるよ県議、
今井光子県議、太田あつし県議、
宮本次郎前県議、
尾口いつぞう大和郡山市議(県議候補)、
井上良子国政事務所長
近畿ブロック 堀内照史元衆院議員
激励と国会報告:宮本岳志衆院議員
窓口:山下よしき参院議員事務所
於 衆議院第2会館

☆交渉団からの発言、今後に生かすポイント

【厚生労働省】

1. 子どもの医療費について

県の子どもの医療費助成制度は中卒までですが、償還払い制度となっており、手元に現金がないと受診できないと改善を求める要望が強くあります。政府のペナルティをなくしてください。

◎未就学児は平成30年(2018年)にペナルティの対象外とした。すべてでなんらかの助成をしているので国としてもふみきった。課題は大きい。受診率があがる。現在、市町村での医療費助成の実施状況の調査中。

☆奈良市の調査では、ほぼ変わりないというデータがある。実態として増えているわけではない。格差と貧困が広がっており、償還払いとなっているのは国のペナルティがあるから。お金があっても公平に医療が受けられるようにすることを求める。ペナルティには道理がなく、国に改めさせるとともに、県に受診する権利を奪うような償還払いをやめさせるようにする事が重要。

2. 障がい者医療助成を国の制度として実施されたい

奈良県では、心身障害者の福祉医療制度として、身障手帳1・2級、療育手帳A1・A2のみを無料の対象とし、一部市町村では、身障3級、4級まで対象として助成しているところもあります。障がい者医療助成は、国が全国一律の窓口負担のない助成制度として実施してください。県も要望しています。

◎各地域のニーズに合わせて自治体の判断で実施されているものと承知している。国としては障害者自立支援法で支援給付している。 ☆限定された人とか使えないと求めた →◎要望としてうけたまわる

3. 国民健康保険について

①算定基準の子どもにかかる均等割りの軽減を拡充してください。

◎多子、低所得世帯は軽減している。この4月から未就学児は半額に軽減している。まずはこの運用状況をみたい。

②都道府県単位化で、奈良県は令和6年度から統一保険料を目指しており、市町村に保険料引き上げを促しています。統一保険料を国が促進することはやめてください。

◎2018年(H30年)以降、水準を統一してきた。将来的には同じ都道府県であれば同一となるよう、統一をめざしている。強制するものではない。医療提供体制のちがいなど、地域の実情に応じて、ていねいにすすめていただきたい。令和6年度に統一をめざすというのは奈良県と大阪。奈良県は全国的にも早い。

☆統一保険料は法定化されていない、ということを確認。しかし保険料を決めるのは市町村としながら、法定外繰り入れをしたら減額されるなど、国が統一化を旗振りするのは矛盾している。大阪と奈良の突出ぶりはあきらか。現場でのたたかいに生かす。

たが、因果関係がないという調査結果が出た。引き続き調査してもらっている。

☆白内障の眼内レンズも保険適用され、生活改善につながった、と求めた。

7. 生活保護制度について

①医療機関受診時の交通費の支給が立て替え払いになっていますが、現物給付にしてください。

◎必ずしも事後でなくともいい。事前に概算払でも可能

☆必ずしも当事者が立て替えなくてもいい。現場で生かす

②温暖化で猛暑が続いている中、保護世帯では、エアコンの設置費用や買い替え、修理費用が出ません。また電気代を節約して体調を崩すなど、命に係わる問題です。夏季加算の創設、エアコン設置・修理費用の支給をしてください。

◎保護費の中でやりくりしてほしい。調査結果(H26年)では夏期に電気代が増えていない。

☆電気代は節約している、改善を求めた

③生活保護基準の引き上げをもとめます。

◎消費動向に応じて基準部会で5年に1度見直している

☆コロナ禍という状況を踏まえてほしいと求めた。

8. 介護・福祉従事者の待遇改善を求める

党県議団が行った県政アンケートでは、高齢者・障害者対策で従事者の待遇の改善を求める多くの声が幅広い年齢の方から寄せられました。「福祉・介護職員待遇改善臨時特例交付金」は、時限的なものとなっています。恒久的な待遇改善を求める。

◎待遇改善は重要。2月から3%引き上げる措置をとった。10月からは報酬に組み込んで同様の措置。費用の使途の見える化をしていきたい

【文部科学省】

1. 学校給食について

①憲法で義務教育は無償とされています。学校給食の無償化を国として進めてください。

◎地方創生臨時交付金でこの間の物価高騰に対応する6000億円を交付した。

②また、県では、学校給食に地場産小麦の使用を進めるために小麦の作付けや品種改良も行っています。食材費の国の支援を求めます。

◎農水省に地場産物を活用する事業がある。文科省には学校と生産者のコーディネーターの配置をする予算を令和5年度で要求中。3分の1補助、申請して交付する。

☆現場で生かす

2. 教職員の増員

①県内小中学校の教員不足は深刻となっています。令和4年度4月時点で担任が決まらない学級は55学級、6月1日現在で38学級。8月1日現在で49学級となっています。教職員を増やすように定数を改善してください。

◎免許を持っている人の振り起こしをすすめている。働き方改革や採用試験の改善など12月に答申が出される。

教師を目指す人を増やしていきたい。校長・教頭・副校長が担任に入っているのは2021年5月1日調査で小学校53にのぼる。京都府では産休代替が年度途中に起きる場合は4月から任用している。自治体でそういうことをやる場合は、支援している。4月からなら人を確保しやすい。

②スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーが非常勤雇用で、数校をかけ持ちしています。県立高校44校を担当する常勤は1人のみです。中学校は年間17日のみ派遣、小学校は現在20校のみ対応。児童が気軽に相談できない、夜

ードマップでも 5 メートルから 3 メートルの水がかかる浸水想定区域となっています。災害時に使えなければ意味がありません。大和川は平成3(1991)年12月24日から特定河川となりました。

貴省においては、厚生労働省と連携して医療施設における避難の実効性の確保及び防災対策の実態把握を実施しているところです。その中で、「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に推進に関する法律」に基づく各種施策等に係るフォローアップ調査に基づき、市町村地域防災計画に位置づけられた医療施設の実態把握を、各都道府県に求めているところです。

については、上記実態把握の主旨、目的についてご教示いただくとともに、浸水想定地域など災害の危険のある地域への災害拠点病院建設についての是非について、貴省の認識をお示しください。

◎浸水想定地域は要配慮者が利用する施設や病院で迅速な避難のための計画づくりと訓練の実施が義務化。災害時には避難確保が必要な場所。病院などの建設を一律に制限するわけではない☆危ない場所に災害拠点病院をつくることは災害時に役立たないのでと求めた。水防法や土砂災害防止法で当該区域の病院などは避難確保計画、訓練実施の義務づけがされたわけで、事がおきれば逃げなければならない地域。おのずと「災害拠点」にならなことが浮き彫りに。

3. 水害対策

近年、全国各地で集中豪雨による災害が発生しており、大和高田市とその周辺においても浸水被害が頻繁に起こり、深刻な現状となっています。県と市においても高田土木事務所の駐車場に雨水貯留施設の設置など計画されていますが、都市型水害を防ぐには更なる対策が必要と考えます。

①大和高田市曾大根、葛城市東室を通る国道24号線に降った雨水が水路へ流入し、わずかの降雨量でも下流域の大和高田市東中、大和高田市栄町地区内において溢れ出す状況です。葛城市東室を通る国道24号線の高架下における雨水貯留施設の実現を要望します。

◎市として必要な箇所であれば設置のために貸すことはできる。

②大和川の「特定都市河川」の指定により、補助率が引き上げられましたが雨水貯留施設の候補地が具体的に確定していない場所も存在します。そこで国からの内水対策への重点的な支援を引き続き行うことを求めます。

◎大和川は特定河川第1号で全国の先頭を走っている。指定すればしっかり支援していきたい。特定河川になれば街づくり側にも規制がかかる。計画を立てるのは県になる。

③国道165号線の大東町から近鉄大阪線踏切のあたりで今年の夏、ゲリラ豪雨による浸水被害が発生し、沿道の工場の機械が水没し、故障するという被害が出ています。近年のゲリラ豪雨に対する国道の雨水対策を講じられるよう求めます。

◎隣地の土地が排水できないようになっていたため、開発者に県が指導している。

4. 通学路の改善

近鉄築山駅南側にあたる国道165号線近鉄築山駅前交差点以北の国道沿いの通学路について、これまで危険な通学路として地元から改善の声が寄せられています。対策を講じられるよう求めます。

◎10年前におこなったもので、なるべく早く対策したい

【法務省】

旧奈良監獄について

1. 進捗について

奈良少年刑務所であった旧奈良監獄は、建物の老朽化、耐震不足が問題となり、2017年3月31日に廃庁

②これまでの平城宮跡周辺の木簡の出土は、代表的なものだけでも長屋王木簡が3万5千点、二条大路木簡が約7万4千点確認されています。10月末、今の和歌にあたる「倭歌(やまとうた)」と記された木簡が見つかり、奈良文化財研究所は「日本古来の歌を『やまとうた』と記した最古の例になる」とし、最古が100年さかのぼった事例もありました。歴史的学術的に極めて重要な平城宮跡の近隣区域で地下トンネルを掘る工事は貴重な埋蔵文化財を消失しかねない危険があります。木簡など埋蔵文化財を保護する地下水に影響が予測される現状変更は認められないと考えますが、文化庁の所見を明らかにしてください。

◎都市開発については必要に応じて対処していく。着工20年後、完成40年後ということでこまかいところまでつかめていない。世界遺産は係が違う。保存管理計画は奈良県がつくることが望ましい。

☆奈良県は2028年(令和10年)に計画を決定したいとしており、貴重な埋蔵文化財が壊される危険をその前に止める取り組みが文化庁としても必要ではないか。世界遺産委員会には報告しているのか?平城宮跡の「保存管理計画」が「10年前につくる」とされているにもかかわらず、まだ策定されていない。早くつくられたい。

平城宮跡の近鉄移設は、文化庁は報道程度しか知らないとしたが、基本構想推進計画で謳っている当事者であり、そもそもつくれなければならぬ保存のための計画すらないまま、公園の整備を進めている問題など指摘「受け身でなく、関心をもってみていきたい」と答弁させた。

しんぶん赤旗

2022年11月23日付 4面

医療の不公平改めよ

党奈良県議団・県議候補 41項目の要望

日本共産党奈良県委員会と同県議団は21

に國がベナルティーを

課すべきである。地域の差別化をして市町村が判断できる]との回

が判断できる]との回

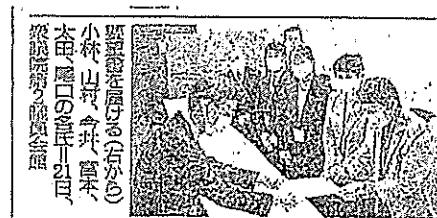
は旧奈良監獄の保存や

奈良市でバス路線が

は旧奈良監獄の保存や

縮小されようとしてい

は旧奈良監獄の保存や



41項目の要望を提出

ても要請者数は増えてい

ないという自活体の調査がある。お金のあ

るなしで必要な医療にかかるない不公平を改めよ」と求めました。

国民健康保険料を県

が統一しようとしている問題で、保険料な

どあることを厚生労働省は認めた。

が独自に医学部制度を

実施する機会には国

支援があることと、小学校

統合問題では、学

級で機械的ですめ

ます。



2022年政府5省庁交渉

(衆議院会館会議室:レク方式で厚生労働省など5省庁)

2022・11・21 日本共産党奈良県会議員団

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小林 照代

年月日	2022年12月7日他			
表題と発行部数	'日本共産党奈良県議会だより' 2022年11月 (No. 120) (112370枚)			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込 (101700枚)、駅頭配布等 (10670枚)			
発行目的	9月定例奈良県議会の提案、議論 (代表質問、予算委員会他)、実施した県民アンケートの結果を広報し、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した (すべて政務活動)			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 9月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、予算委員会などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 8月から実施した県政暮らしのアンケートには短期間に3200通を超す返信があった。各項目の集約をおこない、関係する行政機関や企業に要望をおこなったことを報告し、かつアンケート結果を広く県民に返した。読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	78309円	(@2.8円) 101700枚分 ×1.1(消費税) ×1/4
	印刷代	関西共同印刷所	71500円	112370枚分 × 1/4
合計 149809円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2022年11月号 (No.120)			

注 発行した広報紙を添付してください。

9月定期奈良県議会 今井光子議員が代表質問

見題しなのリニアを中心とした新規開拓で谷を埋め、リニア計画を2000年完成を目指す議員連携を実現

見題しなのリニアを中心とした新規開拓で谷を埋め、リニア計画を2000年完成を目指す議員連携を実現

リニア計画の問題点

甚大な環境破壊
大井川河川問題（新潟県）
大深度地下トンネルは危険

地表上部の落盤事故（新潟・福井）
莫大な建設費、維持費

リニア沿線人口は17%減
JR東海（運営が合わない）
JR東海（赤字経営）
（2013年3月開業）
（2020年3月開業）

議員が代表質問で使用したパネル（リニア計画の問題点）

日本共産党的今井光子議員は9月26日、9月定期奈良県議会で代表質問に立ち、荒井正知事や担当部長に見解をたしました。

今井光子議員は、「今、困窮している県民に寄り添つた施策が求められています」と述べました。

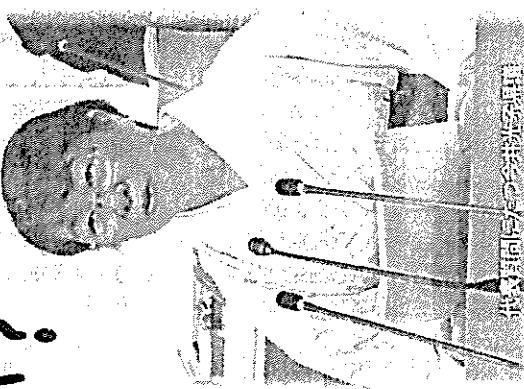
2003年に東京一大阪間を67分で結ぶ夢の超特急・リニア中央新幹線があと15年でできるとの見通をもとに、荒井知事は①新幹線市付近の説教、②新幹線から閑空まで新幹線を組ぶ、③リニアのトンネル掘削で新た土を五条まで鉄道で運ぶ県の区域防災施設に使って谷を埋めねじりて「新都市づくり」の骨格にした構想を打ち出しています。

閑空までの鉄道新線建設に総事業費約1900億円、2000年滑走路せん域防災施設説教に約20億円の巨費を投じる超大型事業です。

リニア新幹線構造は古川屋以西はまだ何も決まっていません。

今井光子議員は、①甚大な環境破壊（大井川水問題）、②大深度地下トンネルは危険（地表上部の落盤事故）（東京品川）、③莫大な建設費・維持費（リニア沿線人口が17%減）（JR東海は赤字に転落）、オンラインなど一々の減、④新幹線の4倍の電力消費など「リニア計画の問題点」（左資料：今井光子議員が質問で使ったパネル参照）をあげ、見通しのないリニアを中心ではなく、今困窮している県民に寄り添つた対策をするべきと抜本的見直しを求めました。

知事は、岸田総理も環境アセスを前にして行つと言つてゐる。リニアについては今井議員より自分（知事の方）がよく知つてゐる。日本の鉄道で社会されて関連しなかつたことはない、などと答弁。強引にすめる書き方に固執しました。



9月定期奈良県議会に提出されたコロナ対策が中心の一 般会計補正予算案ですが、マ イナンバーカード利活用推進事業費を含むもので、日本共 産党県議会議員は同議案につ いてのみ反対。本田あつし県 議が反対討論を行いました。

マイナンバーカードの取得はあくまで任意です。しかし 政府はマイナンバーカードの普及促進に相当な力を傾注し ています。

健康保険証を2024年秋ごろをめどに原則廃止し、マイ

ナンバーカードと一体化 方向で検討しており、一 は事実上の義務化です。

力カード交付開始から八年 得たのは国民があえてカード うです。

個人情報漏洩に対する懲 やデジタル機器を使いこな ない人は行政サービスか なり残される恐れがあります までも、「効率化」を口実 には相談も難しくなります 今後、運転免許証などの統合 計画であります。

マイナンバーカードの利 を国民生活のさまざまな分 に拡大するにには、個人 情報の集中や国家による一元 理の危険が指摘されています 国民が望んでいるわけでは ない「全員取得」を押し付 べきではありません。

今井光子議員は、県が旧統一協会にこれまでどのような闘りがあったのかをたどり、今後一切の関係を断ち切る事、被災者に寄り添つ相談窓口を真に設置するよう求めました。

旧統一協会の被災者救済の窓口設置を

知事は、関係団体が主催する自転車イベント（ピースロード）に知事のメッセージを送つていただき、県主催の大和川一斉清掃事業に旧統一協会の地域教会が参加していましたことを明かし、「今後は各種行事に出席や後援などを求める団体について社会的に問題がないかを調査して、慎重に対応する」と答弁。相談窓口の設置については「検討したり」と述べました。

知事がピースロードメッセージを送つていたのは2011年の年～2013年の3年間。今井光子議員が「2011の年は知事選舉の年だから、統一協会から選舉ボランティアのお礼といつてはなつたのか」との質問に答事は「一切ありません」と答えました。

「国葬に莫大な税金を使うなら、困っている人を助けるべき」知事の「国葬に参加に

安倍晋三首相の「国葬」に知事が公費で参加するにあたり、今井光子議員は公費を支出知事は公費であるため、公費で出席するのには当然として述べましたが、今井光子議員は「「国葬」に莫大な税金を使うなら、困っている人を助けるべき」と主張しました。

★★★



日本共产党奈良県議会だより

奈良県議会だより

11月 N0.120

日本共产党奈良県議会議員
議員会議員
議員会議員
議員会議員

山村さちほ
今井光子
小林てるよ

一-651奈良市登大路33番地内
TEL 0742(2)5291 Fax 0742(2)1492

シルバーパートナーハウスへの消費税・
を譲る」という方に求める

日本共産党の意見書を全文載て置く

日本共産党議員団が提案したシルバーパートナーハウスの安定的な事業運営のために適格な措置を求める意



提案する小林町役場員

お詫びと訂正
6月定例県議会報告の日
本共産党奈良県会議員団発行「県議会だより」の「日々の意見書の中に含まれてお詫びして訂正します。」

権・シンクターの視点に立つた包括的性教育を位置づけることなどを求めていました。お詫びして訂正します。

2021年県決算認定
山村 幸徳 議員



コロナ感染症対策
これまで以上に病床削減は
実現されました。

令和3年度も新型コロナウ
イルス感染症が感染拡大の波
を繰り返す中で、保健所をは
じめ、県職員の皆さんには過
命に対応していただきました。

県のコロナ感染症対策では、
主に入院病床の確保、療養の
ためのホテル確保、事業者へ
の融資制度の利子補給などに
取り組まれましたが、コロナ

令和4年度に保健師を16名採
用されましたが、吉野・内吉
野保健所を統合し、4か所に
削減。地域医療構想では、病
床機能分化と病床転換を進め
て病床が2021年度までに550床
減少し、介護医療院などに転換
されています。

コロナ感染症が増加する中
で、自宅療養を余儀なくされ
る方が増え、救急搬送困難事
例も生じています。これ以上

の病床削減は認められません。
今後、どのような新たな感染
症が起るかわかりません。

感染症病床や保健医療体制の
強化こそ必要です。

大型事業偏重予算を

県民の暮らし最優先に
一方、寒暖の見通しの持て
ないリニア新幹線の誘致と関
係防災施設への2000億円
滑走路の整備、平城宮跡公園
など、不要不急の大型事業を

3200通超の返信をいただきました。
ご協力ありがとうございました。
1 コロナ禍で暮らしはどう
ですか?
2 子育て支援で何を求めるか
3 高齢者支援で何を求める
か(複数回答)
4 県政に期待すること(複数回答)
5 公共交通問題で要望を
(自由記載)

●県道一本化(広域化)事業について
(1)賛成(17.4%)
(2)反対(42.4%)
(3)わからない(40.3%)

どちらの間にも賛成)が17%、「反対」と「わからない」が40%前後です。
★これほど県民生活がかかるなりとしました。
★これが入られる事業であるにもかかわらず、4割の方々がわざわざおこなうべきです。ただ、指進といわゆるおこなうべきです。

6 2000年に滑走路付広域防災拠点施設建設
拠点施設建設、県域水道一体化
事業の賛否

●2000年に滑走路付広域防災拠点施設建設について
(1)賛成(16.6%)
(2)反対(44.0%)
(3)わからない(39.5%)

●2000年に滑走路付広域防災拠点施設建設について
(1)賛成(16.6%)
(2)反対(44.0%)
(3)わからない(39.5%)

見直すべきです。

県域水道一体化事業は

広く県民への周知を
県域水道一体化について、
奈良市は、水道の自治をする
観点から離脱を決めました。
一方で、市町村に情報が届いて
いません。地域化ありきで進
めるのではなく、県民参加で
議論して、住民自治を大切に
することを求めます。



人奈良県本部は10月2日
に申し入れました。
健康保険証を2024年
度にマイナンバーカー
上に貼り付けられることを
強く反対します。

●ケア労働者の処遇改善(79.8%)
(2)気候変動対策(73.7%)

●県政に何を望むか
(1)賛成(17.4%)
(2)反対(42.4%)
(3)わからない(40.3%)

●2000年に滑走路付広域防災拠点施設建設について
(1)賛成(16.6%)
(2)反対(44.0%)
(3)わからない(39.5%)

●2000年に滑走路付広域防災拠点施設建設について
(1)賛成(16.6%)
(2)反対(44.0%)
(3)わからない(39.5%)

●2000年に滑走路付広域防災拠点施設建設について
(1)賛成(16.6%)
(2)反対(44.0%)
(3)わからない(39.5%)

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

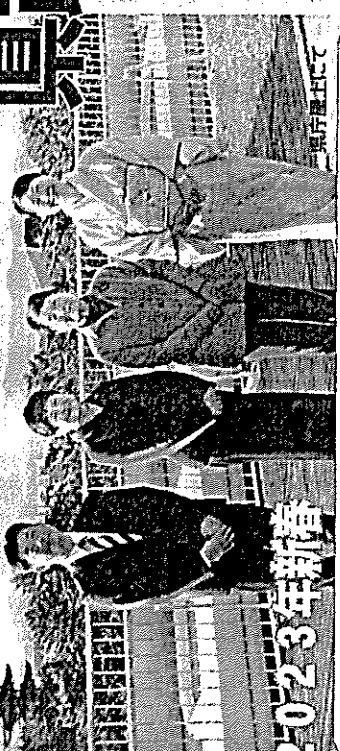
会派・議員名 小林 照代

年月日	2023年2月9日他			
表題と発行部数	'日本共産党奈良県議会だより' 2023年1月 (No. 121) (112800枚)			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込 (101700枚)、駅頭配布等 (11100枚)			
発行目的	12月定例奈良県議会の提案、議論（代表質問・一般質問）、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化（すべて政務活動）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 12月定例県議会での日本共産党議員の本会議、委員会の発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求める。 新年度予算編成の時期にあたり、県議、県議団に寄せられた要求、願いを予算に反映するよう求め、予算要望書を知事に提出。懇談したことを、要望内容と合わせて詳報した。 県議団が取り組んだ県政暮らしのアンケートに書かれた身近な要求から、国政にかかるものを政府省庁交渉を実施し、国に要望したことを知らせる。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	78309円	(@2.8円) 101700枚分 × 1.1 (消費税) × 1/4
	印刷代	関西共同印刷所	63250円	112800枚分 × 1/4
合計 141559円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料：「日本共産党奈良県議会だより」2023年1月号 (No.121)			

注 発行した広報紙を添付してください。

喜らしさ・権力を 福祉を守る

県民に寄り添いに全力



戦争が平和か一日も世界も歴史的岐路に立つ新しい年が導をあけました。大軍拡大増税の「戦争する国づくりストップ!」、大型公衆事業中心の政治から、「住民こそ主人公」、県民のいのち、暮らし・営業を守る政治に転換するため、今年も全力で頑張ります。

相談申請をめらう事ないよう公正適正な生活保護おしおりを

新型コロナ禍のもじで、生活困窮者は増加していますが、生活保護者数は伸び悩んでいます。その原因として生活保護制度の周知不足や「生活保護だけはイヤ」という制度に対する忌避感の強さ、相談したけれど侮辱的な対応をされたから一度と相談したくなってしまう行政不信任があります。

小林照代議員は代表質問で、生活保護を本当の意味で権利にするための行政の取り組みが強く求められていましたと強調しました。

小林議員は、1つは、ぐじの生活保護への忌避感を変えていくこと、2つは、「相談件数のつか」びのべられ

生活保護受給は国民の権利!



の割合で、生活保護申請につながっているか」の指標も課題の一つです。3つは、「生活保護のしおり」が親切・尊重をかねて運営されるかだと述べ、知事に「生活保護制度が憲法第25条の生存権保障の理念にそつて運用されるかは、自治体での運用にかかっており、生活

地下水管を引き、木簡など埋蔵文化財消失の懸念が高まることによる近鉄線移設・地下化工事、本当に必要なかを見直しを求める



山村幸穂議員は一般質問で、平城宮跡を横切る近鉄線移設について知事に質問しました。踏切の渋滞対策として近鉄大和西大寺駅から奈良駅までの路線を南側へ移設して大宮通りの地下を通す計画は、「世界遺産に認定された平城宮跡の木簡など埋蔵文化財に影響を与える危険性が高い」と指摘しました。平城宮跡出土木簡「3・1・8・4点など」は、豊富な地下水によって保存されてきたと強調し、「地下トンネルを掘るることは、この貴重な木簡や遺構を保護する土を半永久的に剥き取り、水の流れを変えて埋蔵文化財を消失させる危険がある」と主張しました。今後、人口減少などで渋滞が発生しない可能性も指摘しました。

これに対して知事は、国からの法に基づく踏切改良が求められているもので、交通事故帶と踏切事故をなくす安全

保護の利用を考えるが、ために申請できるようにまだ不適切、不対応を受けるといじめながらあります。それでどのように取り組んでいくのか質しました。

知事は、「生活に困りで支援をしたい方に、状況に応じて適切に対応するためには、関係者が一人ひとりそつて、丁寧な相談対応をいくつこが必要」と述べ、ために相談というメッセージをホームページで積極的に伝達していると答弁しました。

生活保護の受給は国民の権利ですが、その権利は公正に運用されなければなりません。事務は県と市町村がしてくるが問題の公正運営を進めるべきをし、改善を促すのは県の責任としていると言えました。

岩は必要だが、内での踏切は過半数で渋滞が発生するが、木簡より車両無事故で渋滞が比較的軽微だとして、張りましたが、命が大事だとよろしくまでも移設を進める姿勢です。

また、山村議員が大喜びと述べましたが、女性局長の性暴力に対する訴訟で、訴訟費用を負担するが、これが決まりました。3月24時間の体制を求めたのには、子ども女性局長改善に取り組むことを表明しました。一步前進です。

日本共産県議会だより NO.121
2023年1月

日本共産党奈良県議員団
会員名
会員名
会員名
会員名
会員名
会員名

0-850奈良市大津町30奈良県議会内
0-042(2)5391 Fax0-042(2)1492

子ども医療費助成制度、18歳までの対象は大幅に拡大

国政に、県政に
恩恵を届け
県民の暮らしに6000項目

政府
恩恵を
平和と
暮らしの
循環する
政治の実現を



日本共産党奈良県議会議員団は1月30日、新年予算編成にあたり、共産党県会議員団に寄せられている県政にかかる諸要求を「2023年度予算要望書」を提出。赤井正吾知事と懇談（上原宣）しました。

予算要望書は重点予算41項目、個別の288項目、新型コロナワイルス感染症対策の推進、意欲的な物価高騰で暮らしと営業支援の手立てをどうするか、高齢者の福祉、後期高齢者医療費支口負担の引き下げを求める、東大な予算を投入する2000件滑走路建設計画や児童見設置に関する付帯条項、「奈良道附設」し、住民にそぐぐの予算編成に切り替えるなどを求めました。

日本共産党奈良県議会議員団は1月22日、厚生労働省、文部科学省、文化庁、国土交通省、法務省の政府5省庁に、国政要望41項目を要望。交渉しました。

子ども医療費助成制度がペナルティをかけることで自治体が選べる制度助成の廃止はすむなし問題で成った小学校就学令問題では、「お金のあるなしで必要な医療にかかれないと求めました。下城内に近づいていた問題で、平ら化問題などで、県民の暮らしを守り、文化遺産を守るために事業が進められたものが国の支援を求めました。

国政に、県政に

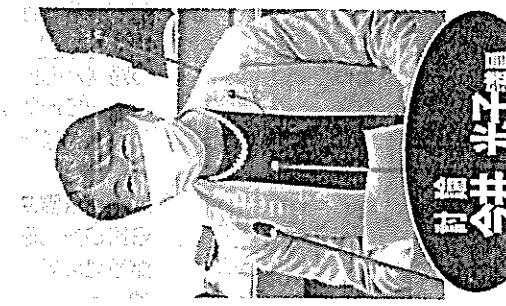
恩恵を届け
県民の暮らしに6000項目

地域の中企業・
小規模事業者への
支援充実を求める
意見書

新型コロナワイルスが確認されてから3年近くが経ち、物価高騰も深刻な影響となっています。

中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、経営者の高齢化と後継者の不在等大きな変革期にあり、相次ぐ自然災害による被害や新型コロナの影響の蔓延と生活を守

事業モデル」「奈良モード」



本会議終日には今井光子議員が討論に立ちました。今井議員の発言は、議論に立つたのは日本共産党のみ。他党は賛成反対いずれの討論もやすに全ての議案に賛成しました。

今井議員は、12月議会提出の補正予算等の議案が政府交渉でも取り上げたコロナ対策で医療機関の支援や医療費対策等を中心でしたが、日本共

ら5議案に反対しました。

知事、副知事の特別職報酬引き上げ条例、自民党など方議員提案した議案が議論の引き上げ条例は、物価高騰で県民が食費や光熱費を削ることしているなかで県民感情にそぐわないとして反対しました。個人情報保護条例の改正は、個人の作った法に従つものですが、個人情報の保護が後退するものであり反対しました。

奈良県には理工学部がないので若者県外派出するなどして新たな学部の設置が必要で

新たな工科大学を県内するという計画が意図しました。この背景には学生の設置基準が専任教員減少など大幅な頻がおこなわれたことがあります。地域の産官学として企業との共同研究に応じた経営や教職など、県計画の内容は事業そのものです。また政権は、経済安全保障もとに軍事費増大の相関をしており、日本の研究機関・民間企業技術力・軍事力増強のためされる危険があり、年度の防衛省の研究開発研究費を回していく。大学は権力の支配にこじなげ、教育研究を平和と人類の福祉に向に寄与するべきと考える議案に反対しました。

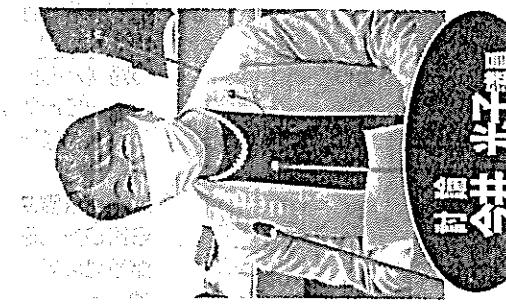
その他の議案には質した。



も重なって、地域の方活動に大きな影響が

太田あつじ議員は、コロナ禍と物価高騰の困難に直面する中小企業・小規模事業者を支え、地を再生させための検討する。中小企業振興にむけた各種の技能の伝承、起業・創成支援の体制強化するに求められる決議を全会一致で可決、成した。今後も引き続き業者の営業と生活を守

厚生労働省に要望書を手渡す議員



新的な工科大学を県内するという計画が意図しました。この背景には学生の設置基準が専任教員減少など大幅な頻

があなわれたことがあります。地域の産官学として企業との共同研究に応じた経営や教職など、県計画の内容は事業そのものです。また政権は、経済安全保障もとに軍事費増大の相関をしており、日本の研究機関・民間企業技術力・軍事力増強のため

員される危険があり、

年度の防衛省の研究開

科研究費を回していく。

大学は権力の支配に

こじなげ、教育研究を

平和と人類の福祉に向

に寄与するべきと考える議案に反対しました。

その他の議案には質

した。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 小林 照代

年月日	2023年2月9日他				
表題と発行部数	「小林照代の県議会だより」2023年1月号(NO.26) 40000枚				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込(37700枚)、駅頭配布・ポスティング(2300枚)他				
発行目的	12月定例県議会の日本共産党奈良県会議員団と小林照代県議の本会議(代表質問)と厚生委員会での論戦を広報し、広く県民の意見・要望を聞くため				
按分率の説明	すべて政務活動と調査活動の報告				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・22年12月定例県議会でおこなった代表質問の質疑を報告した。西奈良県民センター跡地問題、県民の生活保護受給の申請を受けやすくする自治体窓口のありようなどで県の姿勢をただした。 ・9月から県内で取り組んだ県政暮らしのアンケートは短期間に3200人を超える県民から回答が寄せられ、身近な要求などが書かれてた。課題によって整理し、関係機関への要望をおこなったことを、アンケート回答者を含む県民に返した。改めて、要望・意見を聞き取り、関係機関などへの要望に繋げる。 ・コロナ要望、国政課題での政府要望をまとめ、県交渉、政府交渉をおこなったことの報告をおこなった。 ・意見を求め、議会論戦などに活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	116116円	@2.8円×37700枚分×1.1(消費税)	/31
	印刷代	関西共同印刷	220000円	40000枚分×1.1(消費税)	/28
※ 100%充当 合計 336116円					
備考	添付資料：「お元気ですか小林照代です（小林照代の県議会だより）」2023年1月号(NO. 26)				

注 発行した広報紙を添付してください。

お元気ですか 小林てるよです

日本共産党奈良県議会議員

小林照代の県議会だより

ブログ：小林てるよのブログ

小林てるよ

検索

2023年 1月

NO. 26

日本共産党奈良県議会議員団

奈良市登大路町30

奈良県議会内

tel 0742 (27) 5291

fax 0742 (27) 1492

narakken-jcp@forest.ocn.ne.jp



新型コロナ禍のもとで、生活困窮者が増加している。生活保護者数は伸び悩んでいます。

原因として、生活保護制度の周知不足、行政不透明感、相談する意欲の強さなどがあります。

だからこそ、一度相談してもらいたいのです。

西奈良県民センター跡地活用問題

売却ではなく、住民の声を尊重した活用を！

一共有地、公共施設は住民と自治体の共有財産です！

西奈良県民センターは1971年に建設されてから50年近くにわたって住民の学習や交流、新しいの場として、また、投票所、健診、予防接種など多様に活用されました。

しかし、新旧住民の交流などを設立当初の目的を達成していない。生活保護の利用を考える人が、ためらわずに申請できるよう、また不適切、不当な理由で2016年に廃止され、2019年3月

一人一人によりそろじて、丁寧な相談対応をしてほしい」とが需要と答え、ためらわずに相談についてメッセージをホームページへ発信したことの結果。

小林議員がわざ、「奈良の生活保護行政を頼むわ！」

が県下の市町村の「生活保護のしおり」を調査して、公正適正なものになっているかの内容をチェックした調査結果に基づいて、改善を求めたの

に、知事は「今、相談や申請をためらわす表現になつてい

ないか見直しをすすめている。

その結果は、県内のすべての福祉事務所・市町村とも共有

したい、「生活保護の受給は国民の権利であつ、その権利は公正に運用されなければ

ならないのでチェックをし、改善を促すのは県の責任だ」と答えてました。

西奈良県民センター跡地をめぐって『住みよい登美ヶ丘

めぐらして、『住みよい登美ヶ丘をつくる会』が発足。取り組

んだ住民アンケートでは、センターに対する期待として最

も多かったのは「公共の建物

として、住民が気軽に利用できる施設」でした。会が県に要望書を提出したのに県は、

「要望を踏まえ活用について、県内で検討する」と対応して

いる。誰もが、必勝の介護が受けられるように、介護認定の改善・利用料負担の軽減が求められ

生活保護受給は国民の権利！ 相談申請をためらわない公正で丁寧な対応を



代表質問
小林 照代 議員

一人一人によりそろじて、丁寧な相談対応をしてほしい」とが必要と答え、ためらわずに相談についてメッセージをホームページへ発信したことの結果。

小林議員がわざ、「奈良の生活保護行政を頼むわ！」

が県下の市町村の「生活保護のしおり」を調査して、公正適正なものになっているかの内容をチェックした調査結果に基づいて、改善を求めたの

に、知事は「今、相談や申請をためらわす表現になつていないか見直しをすすめている。

その結果は、県内のすべての福祉事務所・市町村とも共有

したい、「生活保護の受給は国民の権利であつ、その権利は公正に運用されなければ

ならないのでチェックをし、改善を促すのは県の責任だ」と答えてました。

西奈良県民センター跡地をめぐって『住みよい登美ヶ丘をつくる会』が発足。取り組んだ住民アンケートでは、センターに対する期待として最も多かったのは「公共の建物として、住民が気軽に利用できる施設」でした。会が県に要望書を提出したのに県は、

「要望を踏まえ活用について、県内で検討する」と対応している。誰もが、必勝の介護が受けられるように、介護認定の改善・利用料負担の軽減が求められ

ました。

小林議員は代表質問で「西奈良県民センター跡地の処分方針の決定には、住民の意見が反映されていない。県有資産の売却は、住民の福祉へ深く影響を及ぼすため、

小林議員は代表質問で「西奈良県民センター跡地の処分方針の決定には、住民の意見が反映されていない。県有資産の売却は、住民の福祉へ深く影響を及ぼすため、

西奈良市へ、責任を転嫁されてしまう点がありますが、住民のみならず、引き続

きの活動を」と、西奈良市に求めていました。

西奈良市へ、責任を転嫁されてしまう点がありますが、住民のみならず、引き続

きの活動を」と、西奈良市に求めていました。

小林てるよ

小林てるよ事務所のご案内

奈良市富雄元町2丁目1-12細川ビル2-C号
tel 0742(47)5884 fax 042(47)7722



県のコロナ対策本部に要望書を
手渡す共産党県議団

高齢者施設のクラスター発生や死亡者数は第7波以上

第8波コロナ感染症への対策に全力を

日本共産党奈良県議団が第18次緊急申し入れ

子ども医療費助成制度の拡充のため

国保の国庫負担金減額調整(ペナルティ)をすぐにやめよ

知事には県民の切実な願い288項目の「予算要望書」を提出

**政府
要望**

本共産党奈良県会議員団は2022年11月21日、
労働省、文部科学省、文化庁、国土交通省、法務
省に県議団に寄せられた国政要求41
件を要望。交渉しました。

子ども医療費助成で、国がペナルティをかけること
は治体が考える制度助成の拡充がすすまない問題
「お金のあるなしで必要な医療にかかれないので改めるべきだ」と求めました。小学校統廃合問題
「地域の実情に応じてすすめるべき」とただしま
す。
内バス路線が縮小されようとしている問題、平

国政に県政に
**願いを届け
実現せまる**

城宮跡内の近鉄線移設・地下化問題などで、県民の暮らしが守り、奈良らしい自然と文化遺産を守るために事業が進められるよう国の支援を求めてきました。

★★

11月30日には、新年度予算編成にあたり、県政暮らしのアンケートなどで共産党県議団に寄せられてい



る県政にかかる諸要求を、県予算に盛り込むよう求めて「2023年度予算要望書」を提出。荒井正吾知事と懇談しました。重点要望41項目、個別の288項目です。急激な物価高騰で直撃をうけている暮らしと営業応援の手立てをとるよう求めました。

県政暮らしのアンケートに多数のご協力 ありがとうございました

**びつしりい書も込まれています。願いの実現に
全力で取組んでまいります**

2022年
県政暮らし
の
アンケート

県政暮らしのアンケートへのご協力ありがとうございました。

9月初旬に取組みをはじめて以来、短期间のうちに全県で3300通を超える回答(小林照代議員あての返答は767通、12月20日現在)が寄せられました。

コロナ禍や物価の高騰で暮らし向
きが厳しくなり、子育て支援では
「子どもの医療費を無料に」また、
高齢者支援では「介護保険料や利用
料の引き下げ」「年金の引き上げ」など切実な願いを寄せていただきました。また、地域の要望として「ガタガタの道路・歩道を整備してほしい」「バスの減便は賃物、通院に不便」などのご意見もいただきました。

これらのご意見をしっかりと受け止め、要求実現へ取り組んでまいります。

①コロナで暮らし向きは?

66%の方が「厳しくなった」。
物価があがったからとした人が63
%(複数回答)でした。

このため、「食費・光熱水費を切り詰め」(55%)、「娯楽をカット」(46%)、「貯金の取り崩し」(35%)などで対応(複数回答)しました。

②子育て施策で望むこと

(複数回答)

多い順番に。

- 1) 子ども医療費無料化(40%)
- 2) いじめ・不登校対策(37%)
- 3) 給食費無償化(31%)が上位となり、通学路の安全対策、学校のトイレ改善(洋式化など)が続いています。

③高齢者対策で望むこと

(複数回答)

多い順番に。

- 1) 介護保険料引き下げ(52%)
 - 2) 年金引き上げ(51%)
 - 3) 介護従事者の待遇改善(42%)。
- さらに、後期高齢者医療費窓口負担の引き下げ、免許返納後の高齢者移動支援充実の願いが続きました。

④県政に期待すること

(複数回答)

国保料引き下げ、上下水道引き下げを求める方が43%。最低賃金引き上げ(30%)、県道の整備促進(23%)が、これに続きました。

⑤県域水道一体化について

県域水道一体化計画には奈良市は不参加を表明ましたが、どう思うかを聞きました。

賛成15%
反対46%
わからない39%。

⑥2000歩滑走路建設について

県が五條市に防災拠点施設の建設を計画しています。共産党県議団はヘルポートとともに同施設建設を提案し、促進してきましたが、突然、県は2000歩滑走路を併設すると言い出しました。どう思うかを聞きました。

賛成15%
反対48%

わからない37%

莫大な費用を使い、私たちの生活にかかる重要な問題です。「わからない」が4割を占めました。

県政情報をしっかり知らせ、県民的議論をつくすことが求められています。

⑦自由記載欄

びつしりと、「困ったこと」「願い」が書かれています。

ひとつ、改善や実現するために、奈良土木事務所、奈良交通、近鉄には要望書を提出。寄せられた要望を伝え、改善や実現を求めました。引き続き取り組んでまいります。

**

一部ですが、「声」を紹介します。
・全車、ノンステップバスに。
・道路・歩道が凸凹で、お年寄りやベビーカーは歩きにくい。
・白線が消えていて、危険!
・通院・賃物に行くにも乗り継ぎが必要で、時間はかかるし料金が高い。
・路線廃止はしないでほしい。
・「ななまるカード」はありがたい。

第11号様式の11(第5条関係)

2022年度事務所状況報告書

会派・議員名 小林 照代

①・ 事務活動 事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良市富雄元町2丁目1番12号 2-C号 電話 0742(47)5884 延べ床面積 38.4m ²
③他用途との 兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ■後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 [REDACTED]) 所有者 ■第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の 考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 38.4m ² (a) うち政務活動使用面積 19.2m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 19.2/38.4 → 按分率 1/2
⑥事務所賃借料 の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方：後援会活動と面積分担で按分)
⑦駐車場代の 計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方：)
⑧光熱水費・ 維持管理費の 計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方：事務所賃借料と同様の考え方で按分)
⑨備考	毎年度末に同一条件での契約継続を相互で確認

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書

(店舗)新法による普通型賃貸借

1. 賃貸物件の表示

住居表示	奈良市富雄元町2丁目1番12号		
建物の表示	一 所在地 マツヨシ名 繩川ビル		
連の建物	構造 鋼筋コンクリート造鉄骨板 4階建		
床面積	1階 173.27 m ² 4階 195.48 m ² 7階 0.00 m ²		
専有部	2階 195.48 m ² 5階 0.00 m ² 8階 0.00 m ²		
分の建物	3階 195.48 m ² 6階 0.00 m ² 9階 0.00 m ²		
専有部	家屋番号 332番1		
区分の建物	建物番号 2-C号		
付属設備	構造 鋼筋コンクリート造1階建 専有面積 2階部分 38.4 m ² 別紙付賃物表の通り。		
特記事項	事務所以外の使用禁止。屋外看板禁止。		

2. 賃料その他の負担の履歴

賃料	月額 金 90,000 円也 (消費税含む。)
管理費(共益費)	月額 金 0 円也 (消費税含む。)
駐車料	月額 金 0 円也 第 号(別紙位置図参照)
礼金(健利金)	金 270,000 円也 (消費税含む。)
敷金(保証金)	金 0 円也

指定口座 三井東京UFJ銀行
(従読み手数料は
借主負担です。)

3. 使用目的及び契約期間

使用目的	事務所
要約期間	平成23年5月1日 より 平成25年4月30日 まで
引渡し	平成23年5月1日 まで

4. 契約登記
 第1条 借主は、本物件の賃貸期間中は、賃貸契約時に締結した保証委託契約を維持するものとする。
 第2条 借主は店舗総合保険に加入すること。(2年毎更新)
 第3条 鍵を紛失した場合、鍵を交換し、その費用は借主とする。但し鍵交換をした場合は貸主に報告し
 以上

小林 照代
と借主
重要事項説明書を確認の上、標記表示不動産(以下本物件といふ)につき下記の重り様式契約を締結
し、その証として本契約書2通を作成し、貸主、借主各自署名捺印の上各1通を保有する。

平成23年4月29日

賃主(甲)	住所
姓名	電話番号

奈良市三石塚1-9-20

借主(乙)	住所
姓名	電話番号

契約者以外の入居者				
姓名	年齢	性別	職業	勤務先

仲介業者 [REDACTED]
免許番号 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
商号 [REDACTED]
代表者 [REDACTED]

取引主任者 [REDACTED]
登録番号 [REDACTED]

第11号様式の12(第5条関係)

2022年度雇用状況報告書(その1)

会派・議員名 小林 照代

① 雇用者	氏名 住所 電話番号																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																												
③ 雇用期間	2022年4月1日～2023年3月31日																												
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																												
⑤ 給料(賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																												
⑥ 按分率の考え方	<p><input checked="" type="checkbox"/>勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 <input type="checkbox"/>按分率 1/1 い、その分を政務活動費として充当する(他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>(18日) 69.0時間</td> <td>96.5時間</td> <td>27.5時間</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>(18日) 65.5</td> <td>93.5</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>(21日) 85.0</td> <td>115.5</td> <td>30.5</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>(19日) 72.0</td> <td>98.5</td> <td>26.5</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>(20日) 68.5</td> <td>96.5</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>(19日) 68.5</td> <td>92.5</td> <td>24.0</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → <input type="checkbox"/>按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/>職務内容による場合 () → <input type="checkbox"/>按分率 /</p>	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)	4月	(18日) 69.0時間	96.5時間	27.5時間	5月	(18日) 65.5	93.5	28.0	6月	(21日) 85.0	115.5	30.5	7月	(19日) 72.0	98.5	26.5	8月	(20日) 68.5	96.5	28.0	9月	(19日) 68.5	92.5	24.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)																										
4月	(18日) 69.0時間	96.5時間	27.5時間																										
5月	(18日) 65.5	93.5	28.0																										
6月	(21日) 85.0	115.5	30.5																										
7月	(19日) 72.0	98.5	26.5																										
8月	(20日) 68.5	96.5	28.0																										
9月	(19日) 68.5	92.5	24.0																										
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/>出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/>賃金台帳 <input type="checkbox"/>租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/>社会保険関係書類 																												
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/>同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/>自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。 																												
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員(現在4人)で分担する(1/4)																												

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

2022年度雇用状況報告書(その2)

会派・議員名 小林 照代

①・用者	氏名 住所 電話番号																												
②雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																												
③雇用期間	2022年4月1日～2023年3月31日																												
④職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																												
⑤給料(賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																												
⑥按分率の考え方	<p><input checked="" type="checkbox"/>勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 <input type="checkbox"/>按分率 1/1 い、その分を政務活動費として充当する(他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月</td> <td>(19日) 71.0時間</td> <td>97.5時間</td> <td>26.5時間</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>(21日) 79.0</td> <td>103.0</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>(19日) 70.5</td> <td>94.5</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>(19日) 66.0</td> <td>89.5</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>(19日) 77.0</td> <td>103.0</td> <td>26.0</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>(20日) 76.0</td> <td>104.0</td> <td>28.0</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → <input type="checkbox"/>按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/>職務内容による場合() → <input type="checkbox"/>按分率 /</p>	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)	10月	(19日) 71.0時間	97.5時間	26.5時間	11月	(21日) 79.0	103.0	24.0	12月	(19日) 70.5	94.5	24.0	1月	(19日) 66.0	89.5	23.5	2月	(19日) 77.0	103.0	26.0	3月	(20日) 76.0	104.0	28.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)																										
10月	(19日) 71.0時間	97.5時間	26.5時間																										
11月	(21日) 79.0	103.0	24.0																										
12月	(19日) 70.5	94.5	24.0																										
1月	(19日) 66.0	89.5	23.5																										
2月	(19日) 77.0	103.0	26.0																										
3月	(20日) 76.0	104.0	28.0																										
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類																												
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																												
⑨備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員(現在4人)で分担する(1/4)																												

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

事務局職員の出向に関する覚書

日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の経費の負担等に関する事項を締結する。

（目的） 甲は出向者を乙においてこの指揮のもと、出向者の技能及び知識を持って乙の政務調査活動に従事させることにより、乙の政務調査活動を充実させ、議員団活動を向上させることを目的とする。

（出向者）

第二条 出向者は次の者1名とする。

出向者 氏名 [REDACTED]
住所 [REDACTED]

（出向期間）

第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2022年4月1日から2023年3月31日までとする。

（出向先事業所名及び所在地）

事業所名 日本共産党奈良県会議員団
所在地 奈良市登大路町30奈良県庁内（議会棟 日本共産党議員控室）

（身分）

第五条 甲は、出向者を在籍せたまま、乙の勤務員として出向させる。

（勤務等）

第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休暇等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

（年次有給休暇）

第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

（賃金及び賞与）

第八条 出向者の賃金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び諸手当相当分を負担するものとする。
ただし乙が負担する額は、出向者が県会議員団の事務局員として從事する政務活動の活動と政党活動等の活動などを厳格に区別し、出向者が從事した政務調査活動に係る実費について負担するものとする。

2 乙が負担する額は、出向者の從事した政務活動に係る実費額を精算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

（社会保険の附帯等）

第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において継続加入の上、これにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。

2 出向者の労働災害保険は、甲において附帯することとし、これにかかる保険料は乙が負担する。

（出向期間中の費用）

第十一条 出張旅費等乙の業務命令にともなって発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し直接支給する。
2 通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

（福利厚生）

第十二条 第十一条 出向者の福利厚生については、甲の規定を適用する。

（復帰）

第十三条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を終歸させることができることを締結する。

- (1) 出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇又は懲戒の事由に該当するとき。
- (2) 出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (3) 甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (4) 出向者の受け入れ目的が達成又は消滅したと認められるとき。

（連絡調整）

第十四条 甲及び乙は、出向者の次の事項に賛成し、相互に連絡調整を図るものとする。

- (1) 甲から乙への連絡調整事項
 - イ 出向者の履歴に関する事項
 - ロ その他乙から求められた事項
- (2) 乙から甲への連絡事項
 - イ 出向者の勤務時間、休日及び休暇
 - ロ 出向者の勤務状況
 - ハ 出向者の勤務状況

（賛成の解決）

第十五条 この覚書に定めた事項は、甲乙の間で甲から乙に於ける連絡調整の末日までとする。

（変更及び解除）

第十六条 この覚書の有効期間中であっても、甲又は乙が更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

この覚書を確認するため本覚書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2022年4月1日
奈良市四条大路北2丁目2番地
日本共産党奈良県会議員団
委員長 細野 公一
所在地 奈良市登大路30番地奈良県会議員団
事務所名 日本共産党奈良県会議員団
代表者 山村 幸輔

日本共産党奈良県会議員団
委員長 太田 敏
所在地 奈良市登大路30番地奈良県会議員団
事務所名 日本共産党奈良県会議員団
代表者 今井 光子
小林 信代
県議会議員
県議会議員
県議会議員
県議会議員

第11号様式の14(第5条関係)

政務活動補助業務賃金台帳(2022年度)

【議員名 日本共産党奈良県会議員団】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日												
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賃与1 賃与2 合計
労働日数	18	18	21	19	20	19	19	19	21	19	19	19	20	20	20	232
労働時間数	69.0	65.5	85.0	72.0	68.5	68.5	71.0	79.0	70.5	66.0	77.0	76.0	76.0	76.0	76.0	868.0
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本給	124,200	117,900	153,000	129,600	123,300	123,300	127,800	142,200	126,900	118,800	138,600	136,800	136,800	136,800	136,800	1,562,400
通勤手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運動手当(黙認)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
扶養支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
空除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
領收印																

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

出向職員の政務活動事務補助職員労災保険料事業者負担分月別内訳

年月日	給与額(議員分担分)	労災保険事業者負担分(3/1000、10月分~5/1000)
2022. 5. 10	2022年04月分	31050円 93円
2022. 6. 10	2022年05月分	29475円 88円
2022. 7. 05	2022年06月分	38250円 114円
2022. 8. 26	2022年07月分	32400円 97円
2022. 9. 08	2022年08月分	30825円 92円
2022. 11. 09	2022年09月分	30825円 92円
2022. 11. 17	2022年10月分	31950円 159円
2022. 12. 23	2022年11月分	35550円 177円
2023. 1. 19	2022年12月分	31725円 158円
2023. 2. 08	2023年01月分	29700円 148円
2023. 3. 06	2023年02月分	34650円 173円
2023. 4. 04	2023年03月分	34200円 171円
		1562円